

総財務第179号
28文科高第779号
平成28年12月6日

各都道府県知事
各指定都市長
各都道府県教育委員会
各指定都市教育委員会 殿
各公立大学長
独立行政法人日本スポーツ振興センター理事長

総務省自治財政局長

黒田 武一郎

(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局長

藤原 誠

(印影印刷)

文部科学省高等教育局長

常盤 豊

(印影印刷)

地方独立行政法人法施行令等の一部を改正する政令の公布について (通知)

このたび、地方独立行政法人法施行令等の一部を改正する政令（平成28年政令第353号。以下「本政令」という。）が制定され、平成28年11月24日に公布されました。

本政令は、平成27年12月22日に閣議決定された「平成27年の地方からの提案等に関する対応方針」を踏まえた、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成28年法律第47号。以下「第6次一括法」という。）による公立大学法人制度関係の改正に伴う関係政令の整備等を行うものです。

本政令による関係政令の改正の概要及び留意事項は、下記のとおりですので、十分に御了知の上、事務処理上遺漏のないようお願いいたします。

また、各都道府県知事におかれては域内の市区町村（指定都市を除く。）に対して、都道府県教育委員会におかれては域内の市区町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）に対して、それぞれ本政令の周知を図るとともに、適切な事務処理が図られるようご助言願います。

なお、第6次一括法や本政令の施行に伴う府省令の改正については、本政令と同日に、地方独立行政法人法施行規則の一部を改正する省令（平成28年総務省令第92号）が公布され、本日付で「地方独立行政法人法施行規則の一部を改正する省令の公布について（通知）」の通知を行っているほか、追ってその他の府省令の改正が行われる予定です。

記

第一 改正の概要

今回の改正は、第6次一括法により、公立大学法人による大学又は大学及び高等専門学校における技術に関する研究の成果の活用を促進する事業であって政令で定めるものを実施する者に対する出資、大学附属の学校の設置並びに公立大学法人を設立する地方公共団体（以下「設立団体」という。）以外の者からの長期借入金及び債券の発行が可能とされたことに伴い、関係政令について、以下の規定の整備等を行うものである。

1 地方独立行政法人法施行令の一部改正（本政令第1条関係）

（1）公立大学法人による出資関係（第4条）

第6次一括法による改正後の地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「新地独法」という。）第21条第2号の大学又は大学及び高等専門学校における技術に関する研究の成果の活用を促進する事業であって政令で定めるものを、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成10年法律第52号）第4条第1項の承認を受けた者（同法第5条第1項の変更の承認を受けた者を含む。）が実施する同法第2条第1項に規定する特定大学技術移転事業としたこと。

（2）公立大学法人による大学附属の学校の設置関係（第17条）

新地独法第73条の規定により、学長を理事長と別に任命する大学において、学長の申出に基づき理事長が任命等を行う、同条に規定する教頭、教諭その他の政令で定める者を、以下のとおり定めたこと。

- ① 幼稚園の副園長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、講師及び養護助教諭
- ② 小学校、中学校又は義務教育学校の副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、講師及び養護助教諭

- ③ 高等学校又は中等教育学校の副校長，教頭，主幹教諭，指導教諭，教諭，養護教諭，栄養教諭，助教諭，講師，養護助教諭及び実習助手
- ④ 特別支援学校の副校長，教頭，主幹教諭，指導教諭，教諭，養護教諭，栄養教諭，助教諭，講師，養護助教諭，実習助手及び寄宿舍指導員
- ⑤ 幼保連携型認定こども園の副園長，教頭，主幹保育教諭，指導保育教諭，保育教諭，主幹養護教諭，養護教諭，主幹栄養教諭，栄養教諭，助保育教諭，講師及び養護助教諭
- ⑥ 専修学校の教員

(3) 公立大学法人による設立団体以外の者からの長期借入金及び債券の発行関係（第18条から第30条まで）

- ① 新地独法第79条の3第1項の規定により，公立大学法人がその費用に充てるため，設立団体の長の認可を受けて，設立団体以外の者から長期借入金をし，又は債券を発行することができる，同項に規定する政令で定める土地の取得，施設の設置若しくは整備又は設備の設置（以下「土地の取得等」という。）を以下のとおり定めたこと。
 - (ア) 公立大学法人の施設の移転のために行う土地の取得等であって，当該移転に伴い不用となる財産の処分による収入をもって当該土地の取得等に係る長期借入金又は債券を償還することができる見込みがあるもの
 - (イ) 学生の寄宿舍，職員の宿舍その他これらに類する宿泊施設の用に供するために行う土地の取得等，公立大学法人及び当該公立大学法人以外の者が連携して行う教育研究活動に係る施設の用に供するために行う土地の取得等又は大学に附属して設置される獣医療法（平成4年法律第46号）第2条第2項に規定する診療施設の用に供するために行う土地の取得等であって，当該土地，施設又は設備を用いて行われる業務に係る収入をもって当該土地の取得等に係る長期借入金又は債券を償還することができる見込みがあるもの
 - (ロ) (ア)及び(イ)のほか，公立大学法人の業務の実施に必要な土地の取得であって，長期借入金の借入れ又は債券の発行により調達した資金により一括して取得することが，段階的な取得を行う場合に比して相当程度有利な土地の取得の基準として総務省令で定める基準に適合するもの
- ② 新地独法第79条の3第2項の規定により，公立大学法人がその償還に充てるため，設立団体の長の認可を受けて，設立団体以外の者から長期借入金をし，又は債券を発行することができる，同項本文に規定する政令で定める設立団体以外の者からの長期借入金又は債券を，同条第1項の規定により設立団体以外の者からした長期借入金又は発行した債券（同条第2項の規定により設立団体以外の者からした長期借入金又は発行した債券を含む。以下「既往の長期借入金等」という。）とし，当該設立団体以外の者からの長期借入金又は債券の償還期間として同条第2項ただし書に規定する政令で定める期間を，③の償還期

間から当該既往の長期借入金等の償還期間を控除した期間を超えない範囲内の期間としたこと。

- ③ 新地独法第 79 条の 3 第 1 項の規定による設立団体以外の者からの長期借入金又は債券の償還期間は、当該長期借入金の借入れ又は当該債券の発行により調達する資金の用途に応じて総務省令で定める期間を超えてはならないこととしたこと。
- ④ 新地独法第 79 条の 3 第 1 項又は第 2 項の規定による債券（以下「公立大学法人債券」という。）に関し、以下の事項を定めたこと。
 - ア 公立大学法人債券の形式
 - イ 公立大学法人債券の発行の方法
 - ロ 公立大学法人債券の募集に対する申込みの方法及び申込証の記載事項
 - エ 公立大学法人債券の特例的な引受け
 - カ 公立大学法人債券の成立の特則
 - キ 公立大学法人債券に係る払込み
 - ク 債券の発行及び債券の記載事項
 - ケ 公立大学法人債券原簿の備置き及び同原簿の記載事項
 - コ 利札が欠けている場合における公立大学法人債券の償還の方法
- ⑤ ①から④までのほか、新地独法第 79 条の 3 第 1 項若しくは第 2 項の規定による設立団体以外の者からの長期借入金又は公立大学法人債券に関し必要な事項は、設立団体の規則で定めることとしたこと。

2 教育公務員特例法施行令の一部改正（本政令第 2 条関係）

（1）初任者研修の対象から除く者関係（第 2 条第 2 号等）

任命権者が、教育公務員特例法（昭和 24 年法律第 1 号）第 23 条第 1 項に定める初任者研修を実施する必要がない者と認めるための要件である、既に教諭等として「引き続き一年を超える期間を勤務したことがある者」として対象となる勤務校に、公立大学法人の設置する学校を含めることとしたこと。また、幼稚園等の教諭等に対する初任者研修等の特例についても同様の取り扱いとしたこと。

（2）十年経験者研修に係る在職期間の計算方法関係（第 3 条第 1 項及び第 3 項第 5 号）

十年経験者研修に係る在職期間に公立大学法人の設置する小学校等の教諭等として在職した期間を通算することとしたこと。また、在職期間から除算する期間に、公立大学法人の設置する小学校等の教諭等としての在職期間中、休職等により現実に職務を執っていなかった期間を含めることとしたこと。

（3）教育公務員に準ずる者関係（第 10 条第 2 項）

今回の改正による第 2 条第 2 号の規定に合わせ、文言を整理し、第 9 条第 1 項及び第 10 条第 1 項と同様の規定ぶりとしたこと。

3 学校教育法施行令の一部改正（本政令第3条関係）

（1）設置廃止等に係る認可等関係（第23条等）

①公立大学法人が設置する大学附属の学校の設置廃止等に係る認可等（第23条第1項第1号、第2号、第4号及び第9号並びに第24条の3）

㊦ 市（特別区を含む。以下同じ。）町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人の設置する特別支援学校の位置の変更，特別支援学校の高等部の学科等の設置及び廃止，特別支援学校の高等部の学級の編制及びその変更，高等学校等の分校の設置及び廃止について，都道府県教育委員会の認可に係らしめることとしたこと。

㊧ 市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人の設置する専修学校の分校の設置又は廃止について，都道府県教育委員会の認可に係らしめることとしたこと。

②市町村立小中学校等の設置廃止等についての届出（第25条）

市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人の設置する小学校，中学校等について，その設置又は廃止等について都道府県教育委員会への届出を義務付けることとしたこと。

③市町村立高等学校等の名称の変更等についての届出等（第26条）

㊦ 市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人の設置する高等学校等の名称の変更等について，都道府県教育委員会への届出を義務付けることとしたこと。

㊧ 市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人の設置する高等学校の専攻科若しくは別科の設置又は廃止について，都道府県教育委員会への届出を義務付けることとしたこと。

㊨ 都道府県教育委員会は，市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人の設置する高等学校で広域の通信制の課程を置くものから名称又は位置の変更に関する届出がなされた場合において，文部科学大臣に報告することとしたこと。

また，都道府県が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人の設置する高等学校で広域の通信制の課程を置くものが名称又は位置の変更を行った場合についても，文部科学大臣に報告することとしたこと。

④通信教育に関する規程の変更についての届出（第27条）

市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人の設置する特別支援学校の高等部における通信教育に関する規程の変更について，都道府県教育委員会への届出を義務付けることとしたこと。

（2）学期及び休業日関係（第29条）

公立大学法人が設置する学校（大学を除く。）について，当該公立大学法人の理事長が学期及び休業日を定めることとしたこと。

(3) 学校廃止後の書類の保存関係（第31条）

公立大学法人が設置する学校について、当該公立大学法人の設立団体の長が、学校廃止後の書類（在学者、卒業者の学習及び健康状況を記録した書類）の保存を行うこととしたこと。

4 公立学校施設災害復旧費国庫負担法施行令の一部改正（本政令第4条関係）

学校設置者ごとに定めている公立学校施設災害復旧費国庫負担の適用除外の基準額について、学校設置者である都道府県に、都道府県が単独で若しくは他の地方公共団体と共同して設置する公立大学法人を含めることとし、学校設置者である市町村に、市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含めることとしたこと。（第7条）

5 学校給食法施行令の一部改正（本政令第5条関係）

市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人が設置する義務教育諸学校において実施される学校給食を開設し、又は廃止しようとするときは、都道府県教育委員会への届出を義務付けることとしたこと。（第1条）

6 激甚^{じん}災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令の一部改正（本政令第6条関係）

公立学校の施設の小災害債の対象となる事業の施行地域について規定する第43条第1項中「公立学校施設」の用語を改め、「公立学校」の施設とし、「公立学校」に公立大学法人が設置する学校を含むこととしたこと。（第43条第1項）

7 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令の一部改正（本政令第7条関係）

国が購入した教科用図書の受領及び無償給付に関する事務について、公立大学法人が設置する義務教育諸学校の児童及び生徒に係る教科用図書については、当該法人の理事長が行うこととしたこと。（第1条第1項）

8 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令の一部改正（本政令第8条関係）

(1) 災害共済給付金の支払方法関係（第4条第5項）

独立行政法人日本スポーツ振興センターは、公立大学法人が設置する学校の児童生徒等の災害共済給付金の支払いについて、当該学校の校長を通じて行うこととしたこと。

(2) 学校の設置者が地方公共団体又は国である場合の事務処理関係（第19条第2項）

学校の設置者が公立大学法人である場合における災害共済給付金の支払いの請求等に係る事務については、当該学校の校長が処理することとしたこと。

9 障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律施行令の一部改正（本政令第9条関係）

国が購入した教科用特定図書等の受領及び無償給付に関する事務について、公立大学法人が設置する小中学校の児童及び生徒に係る教科用特定図書等については、当該法人の理事長が行うこととしたこと。（第1条第1項）

10 統計法施行令の一部改正（本政令第10条関係）

学校基本調査の実施に関する事務のうち、都道府県知事が行う事務の規定について、「公立の学校」の定義に公立大学法人が設置する大学附属の学校を追加することとしたこと。（別表第四の一の項第三欄第一号）

11 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令の一部改正（本政令第11条関係）

（1）公立大学法人が設置する高等学校等の支給限度額関係（第3条第1項第3号）

公立大学法人が設置する高等学校等については、地方公共団体が直接設置する場合と同様の支給限度額とすることとしたこと。

（2）公立大学法人が設置する高等学校等に在学する低所得世帯の生徒の支給限度額の加算関係（第4条第1項第1号及び第3号）

公立大学法人が設置する高等学校等については、支給限度額の加算の対象としないこととしたこと。

また、公立大学法人が設置する専修学校については、支給限度額の加算の対象としないこととしたこと。

12 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令の一部改正（本政令第12条関係）

公立大学法人が設置する幼保連携型認定こども園について、当該公立大学法人の設立団体の長が、学校廃止後の書類の保存を行うこととしたこと。（第8条）

13 施行期日等

（1）本政令は、平成29年4月1日から施行することとしたこと。（本政令附則第1条関係）

（2）その他関係する政令について所要の規定の整備を行ったこと。（本政令附則第2条から第4条まで関係）

第二 留意事項

- (1) 第6次一括法による地方独立行政法人法の一部改正及び本政令による地方独立行政法人法施行令の一部改正に伴う地方独立行政法人法施行規則（平成16年総務省令第51号）の改正は、地方独立行政法人法施行規則の一部を改正する省令（平成28年総務省令第92号）によって行われているため、地方独立行政法人法施行令の一部改正において、総務省令で定めることとされた内容は、当該省令による改正後の地方独立行政法人法施行規則（平成16年総務省令第51号）を参照すること。
- (2) 第一 1 (3) ⑤の設立団体の規則で定める事項は、例えば、新地独法第79条の3第1項又は第2項の設立団体以外の者からの長期借入金又は債券の発行に係る設立団体の長の認可に必要な手続き、同法第79条の4の設立団体以外の者からの長期借入金及び債券の償還計画に係る設立団体の長の認可に必要な手続き等が想定されること。

別添1 地方独立行政法人法施行令等の一部を改正する政令（条文）

別添2 地方独立行政法人法施行令等の一部を改正する政令（新旧対照表）

別添3 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による公立大学法人制度関係法律の改正について（通知）

別添4 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（公立大学法人制度関係抜粋）（新旧対照表）

本件連絡先

<地方独立行政法人制度関係>

総務省財務調査課

電 話：03-5253-5647

F A X：03-5253-5650

e-mail：koudaihou@soumu.go.jp

<公立大学法人制度関係>

文部科学省高等教育局大学振興課

電 話：03-6734-3338

F A X：03-6734-3387

e-mail：daigakuc@mext.go.jp

<大学附属の学校に対する初等中等教育に関する諸法令の適用関係>

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課

電 話 : 03-6734-4678

F A X : 03-6734-3731

e-mail : iinkai@mext.go.jp

(別添1)

政令第三百五十三号

地方独立行政法人法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十八年法律第四十七号）の施行に伴い、関係法律の規定に基づき、及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第百六十二号）を実施するため、この政令を制定する。

（地方独立行政法人法施行令の一部改正）

第一条 地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）の一部を次のように改正する。

第一条の前に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 教育公務員の範囲（第三条）

第三章 業務（第四条・第五条）

第四章 財務及び会計（第六条―第十一条）

第五章 特定地方独立行政法人における人事管理（第十二条―第十四条）

第六章 移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置（第十五条・第十六条）

第七章 公立大学法人に関する特例（第十七条―第三十条）

第八章 公営企業型地方独立行政法人に関する特例（第三十一条）

第九章 雑則（第三十二条・第三十三条）

附則

第一章 総則

第二条の次に次の章名を付する。

第二章 教育公務員の範囲

第三条を次のように改める。

第三条 法第十六条第二項に規定する政令で定める教育公務員は、次に掲げる者とする。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による公立の大学の学長、副学長、学部長、教授、准教授、助教又は講師の職にある者（当該大学においてその他の職を兼ねる者を含む。）

二 国立教育政策研究所の長及びその職員のうち専ら研究又は教育に従事する者で前号に掲げる者に準ずるもの

第十四条第一項中「第五条第二号、第五条の二第二項、第五条の三第五項」を「第六条第二号、第七条第二項、第八条第五項」に、「第五条の四第三項」を「第九条第三項」に改め、同条第二項中「第七条」を「第十三条及び第三十条」に改め、同条を第三十三条とする。

第十三条第一項中「次の」を「次に掲げる」に改め、同項第二十号中「（平成十八年法律第二百十号）」の下に「第五条第四項及び」を加え、同条第二項中「の規定により」を「において」に、「においては」を「には」に改め、同条第三項中「次の」を「次に掲げる」に改め、同条第四項中「においては」を「には」に改め、同条を第三十二条とする。

第十二条の見出しを削り、同条第一項中「にあつては」を「には」に改め、同条を第三十一条とし、同条の次に次の章名を付する。

第九章 雑則

第十一条の見出し中「範囲」を「範囲等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 法第七十三条に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 幼稚園の副園長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、講師及び養護助教諭

二 小学校、中学校又は義務教育学校の副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、講師及び養護助教諭

三 高等学校又は中等教育学校の副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、講師、養護助教諭及び実習助手

四 特別支援学校の副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、講師、養護助教諭、実習助手及び寄宿舎指導員

五 幼保連携型認定こども園の副園長、教頭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、主幹養護教諭、養護教諭、主幹栄養教諭、栄養教諭、助保育教諭、講師及び養護助教諭

六 専修学校の教員

第十一条を第十七条とし、同条の次に次の十三条及び章名を加える。

(土地の取得等の範囲)

第十八条 法第七十九条の三第一項に規定する政令で定める土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置（第一号及び第二号において「土地の取得等」という。）は、次に掲げるものとする。

- 一 公立大学法人（法第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。以下この章において同じ。）の施設の移転のために行う土地の取得等であつて、当該移転に伴い不用となる財産の処分による収入をもつて当該土地の取得等に係る長期借入金又は債券（法第七十九条の三第一項に規定する債券をいう。次号及び第三号において同じ。）を償還することができる見込みがあるもの
- 二 次に掲げる土地の取得等であつて、当該土地、施設又は設備を用いて行われる業務に係る収入をもつて当該土地の取得等に係る長期借入金又は債券を償還することができる見込みがあるもの
- イ 学生の寄宿舎、職員の宿舎その他これらに類する宿泊施設の用に供するために行う土地の取得等
- ロ 公立大学法人及び当該公立大学法人以外の者が連携して行う教育研究活動に係る施設の用に供するために行う土地の取得等

ハ 公立大学法人が設置する大学に附属して設置される獣医療法（平成四年法律第四十六号）第二条

第二項に規定する診療施設の用に供するために行う土地の取得等

三 前二号に掲げるもののほか、公立大学法人の業務の実施に必要な土地の取得であつて、長期借入金
の借入れ又は債券の発行により調達した資金により一括して取得することが、段階的な取得（毎年度
、設立団体から交付を受けた補助金又は交付金により段階的に当該土地の一部を取得し、当該土地の
全てを取得するまでの間、当該土地のうち既に取得した部分以外の部分の賃借に係る費用を負担する
方法により当該土地の全てを取得する行為をいう。）を行う場合に比して相当程度有利な土地の取得
の基準として総務省令で定める基準に適合するもの

（借換えの対象となる長期借入金又は債券の範囲等）

第十九条 法第七十九条の三第二項本文に規定する政令で定める長期借入金又は債券は、同条第一項の規
定により設立団体以外の者からした長期借入金又は発行した債券（同条第二項の規定により設立団体以
外の者からした長期借入金又は発行した債券を含む。次項において「既往の長期借入金等」という。）
とする。

2 法第七十九条の三第二項ただし書に規定する政令で定める期間は、次条に規定する総務省令で定める

期間から当該既往の長期借入金等の償還期間を控除した期間を超えない範囲内の期間とする。

（長期借入金又は債券の償還期間）

第二十条 法第七十九条の三第一項の規定による設立団体以外の者からの長期借入金又は債券の償還期間は、当該長期借入金の借入れ又は当該債券の発行により調達する資金の使途に応じて総務省令で定める期間を超えてはならない。

（公立大学法人債券の形式）

第二十一条 法第七十九条の三第一項又は第二項の規定による債券（以下この章において「公立大学法人債券」という。）は、無記名利札付きとする。

（公立大学法人債券の発行の方法）

第二十二条 公立大学法人債券の発行は、募集の方法による。

（公立大学法人債券申込証）

第二十三条 公立大学法人債券の募集に応じようとする者は、公立大学法人債券の申込証（以下この条及び第二十五条において「公立大学法人債券申込証」という。）にその引き受けようとする公立大学法人

債券の数及び住所を記載し、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

2 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下この章において「社債等振替法」という。）の規定の適用がある公立大学法人債券（次条第二項において「振替公立大学法人債券」という。）の募集に応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該公立大学法人債券の振替を行うための口座（同条第二項において「振替口座」という。）を公立大学法人債券申込証に記載しなければならない。

3 公立大学法人債券申込証は、公立大学法人債券の募集をしようとする公立大学法人が作成し、これに掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 公立大学法人債券の名称
- 二 公立大学法人債券の総額
- 三 各公立大学法人債券の金額
- 四 公立大学法人債券の利率
- 五 公立大学法人債券の償還の方法及び期限

六 利息の支払の方法及び期限

七 公立大学法人債券の発行の価額

八 社債等振替法の規定の適用があるときは、その旨

九 社債等振替法の規定の適用がないときは、無記名式である旨

十 応募額が公立大学法人債券の総額を超える場合の措置

十一 募集又は管理の委託を受けた会社があるときは、その商号

(公立大学法人債券の引受け)

第二十四条 前条の規定は、政府若しくは地方公共団体が公立大学法人債券を引き受ける場合又は公立大学法人債券の募集の委託を受けた会社が自ら公立大学法人債券を引き受ける場合には、その引き受ける部分については、適用しない。

2 前項の場合において、振替公立大学法人債券を引き受ける政府若しくは地方公共団体又は振替公立大学法人債券の募集の委託を受けた会社は、その引受けの際に、振替口座を当該振替公立大学法人債券の募集をした公立大学法人に示さなければならない。

（公立大学法人債券の成立の特則）

第二十五条 公立大学法人債券の応募総額が公立大学法人債券の総額に達しないときでも公立大学法人債券を成立させる旨を公立大学法人債券申込証に記載したときは、その応募総額をもって公立大学法人債券の総額とする。

（公立大学法人債券に係る払込み）

第二十六条 公立大学法人債券の募集が完了したときは、当該公立大学法人債券の募集をした公立大学法人は、遅滞なく、各公立大学法人債券についてその全額の払込みをさせなければならない。

（債券の発行）

第二十七条 公立大学法人は、前条の払込みがあつたときは、遅滞なく、債券を発行しなければならない。ただし、公立大学法人債券について社債等振替法の規定の適用があるときは、この限りでない。

2 各債券には、第二十三条第三項第一号から第六号まで、第九号及び第十一号に掲げる事項並びに番号を記載し、公立大学法人の理事長がこれに記名押印しなければならない。

（公立大学法人債券原簿）

第二十八条 公立大学法人は、公立大学法人債券を発行したときは、主たる事務所に公立大学法人債券の

原簿（次項において「公立大学法人債券原簿」という。）を備え置かなければならない。

2 公立大学法人債券原簿には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 公立大学法人債券の発行の年月日

二 公立大学法人債券の数（社債等振替法の規定の適用がないときは、債券の数及び番号）

三 第二十三条第三項第一号から第六号まで、第八号及び第十一号に掲げる事項

四 元利金の支払に関する事項

（利札が欠けている場合における公立大学法人債券の償還）

第二十九条 公立大学法人債券を償還する場合において、欠けている利札があるときは、これに相当する金額を償還額から控除する。ただし、既に支払期が到来した利札については、この限りでない。

2 前項の利札の所持人がこれと引換えに控除金額の支払を請求したときは、公立大学法人は、これに応じなければならない。

（設立団体の規則への委任）

第三十条 第十八条から前条までに定めるもののほか、法第七十九条の三第一項若しくは第二項の規定による設立団体以外の者からの長期借入金又は公立大学法人債券に関し必要な事項は、設立団体の規則で定める。

第八章 公営企業型地方独立行政法人に関する特例

第十条を第十六条とし、同条の次に次の章名を付する。

第七章 公立大学法人に関する特例

第九条を第十五条とし、第八条を第十四条とし、同条の次に次の章名を付する。

第六章 移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置

第七条を第十三条とする。

第六条各号列記以外の部分及び同条第一号を次のように改める。

法第五十三条第二項に規定する政令で定める基準は、次の各号に掲げるいずれかの職に該当することとする。

一 特定地方独立行政法人（法第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。次号及び第三号

において同じ。)の役員を職制上直接に補佐する職

第六条を第十二条とし、第五条の六を第十一条とし、同条の次に次の章名を付する。

第五章 特定地方独立行政法人における人事管理

第五条の五中「第五条の二第一項若しくは第五条の三第一項」を「第七条第一項若しくは第八条第一項」に、「場合は」を「場合には」に改め、同条の表法第四十二条の二第一項の認可をした場合の項第二号中「第五条の二第二項」を「第七条第二項」に改め、同表法第四十二条の二第三項ただし書の認可をした場合の項第二号中「第五条の四第三項」を「前条第三項」に改め、同表法第四十二条の二第三項ただし書の認可をしない処分をした場合の項第二号中「第五条の四第四項」を「前条第四項」に改め、同表第五条の二第一項の申請書の提出があつた場合の項中「第五条の二第一項」を「第七条第一項」に改め、同表第五条の三第一項の申請書の提出があつた場合の項中「第五条の三第一項」を「第八条第一項」に改め、同表第五条の三第四項の通知をした場合の項中「第五条の三第四項の通知をした場合」を「第八条第四項の通知をした場合」に改め、同項第一号中「第五条の三第二項」を「第八条第二項」に改め、同項第二号中「第五条の三第四項」を「第八条第四項」に改め、同項第三号中「第五条の三第五項」を「第八条第五項

」に改め、同項第四号中「第五条の四第二項」を「前条第二項」に改め、第五条の五を第十条とする。

第五条の四第一項、第三項及び第四項中「においては」を「には」に改め、同条を第九条とする。

第五条の三第五項中「前項の」の下に「規定による」を加え、「においては」を「には」に改め、同条を第八条とする。

第五条の二第一項中「以下」の下に「この章において」を加え、同条を第七条とする。

第五条を第六条とし、第四条を第五条とし、同条の次に次の章名を付する。

第四章 財務及び会計

第三条の次に次の章名及び一条を加える。

第三章 業務

（出資の対象となる者が実施する事業の範囲）

第四条 法第二十一条第二号に規定する政令で定める事業は、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成十年法律第五十二号）第四条第一項の承認を受けた者（同法第五条第一項の変更の承認を受けた者を含む。）が実施する同法第二条第一項に規定する特定大学技

術移転事業とする。

(教育公務員特例法施行令の一部改正)

第二条 教育公務員特例法施行令(昭和二十四年政令第六号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「公立の」を「公立学校(法第二条第一項に規定する公立学校をいう。以下同じ。)(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第六十八条第一項に規定する公立大学法人(次条第三項第五号において「公立大学法人」という。))の設置する」に、「」又は「を」を含む。次条第一項及び附則第二項第二号において同じ。)又は「に改める。

第三条第一項中「公立の学校」を「公立学校」に改め、同条第三項第五号中「国立大学法人」の下に「若しくは公立大学法人」を加える。

第九条第一項中「(法第二条第一項に規定する公立学校をいう。次条第一項において同じ。)」を削る。
第十条第二項中「公立の高等学校」を「高等学校」に改め、「及び特別支援学校」の下に「(いずれも公立学校であるものに限る。)」を加え、「公立の特別支援学校」を「特別支援学校(公立学校であるものに限る。)」に改める。

附則第二項第二号中「公立の学校」を「公立学校」に改める。

(学校教育法施行令の一部改正)

第三条 学校教育法施行令(昭和二十八年政令第三百四十号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項第一号中「市町村」の下に「(市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。以下同じ。))を含む。以下この項及び第二十四条の三において同じ。)」を加える。

第二十五条中「は、当該市町村」を「又は市町村が単独で若しくは他の市町村と共同して設立する公立大学法人の理事長は、当該市町村又は公立大学法人」に改める。

第二十六条第一項中「は、当該市町村の」を「又は市町村が単独で若しくは他の市町村と共同して設立する公立大学法人の理事長は、当該市町村又は公立大学法人の」に、「市町村及び」を「市町村又は」に、「市町村長及び」を「市町村長又は」に改め、「(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。以下同じ。)」を削り、同条第二項中「は、当該市町村」を「又は市町村が単独で若しくは他の市町村と共同して設立する公立大学法人の理事長は、当該市町

村又は公立大学法人」に改め、同条第三項中「市町村」の下に「又は市町村が単独で若しくは他の市町村と共同して設立する公立大学法人」を加え、「が当該都道府県」を「又は都道府県が単独で若しくは他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人の理事長が当該都道府県又は公立大学法人」に改める。

第二十七条中「の設置する特別支援学校の高等部又は」を「若しくは市町村が単独で若しくは他の市町村と共同して設立する公立大学法人の設置する特別支援学校の高等部又は」に、「は、当該市町村の」を「又は市町村が単独で若しくは他の市町村と共同して設立する公立大学法人の理事長は、当該市町村又は公立大学法人の」に改める。

第二十九条中「除く」の下に「。以下この条において同じ」を加え、「高等専門学校」を「学校」に改める。

第三十一条中「大学又は高等専門学校」を「学校」に改める。

(公立学校施設災害復旧費国庫負担法施行令の一部改正)

第四条 公立学校施設災害復旧費国庫負担法施行令(昭和二十八年政令第三百七十三号)の一部を次のように改正する。

第七条中「それぞれ、都道府県」の下に「（都道府県が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。以下この条において同じ。）を含む。以下この条において同じ。）を、「八十万円、市町村」の下に「（市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。以下この条において同じ。）」を加える。

（学校給食法施行令の一部改正）

第五条 学校給食法施行令（昭和二十九年政令第二百十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び都道府県」を「並びに都道府県及び都道府県が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。以下この条において同じ。）」に改め、「の学校」の下に「（市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人が設置する学校を含む。）」を加える。

（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令の一部改正）

第六条 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）

の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項第一号中「公立学校施設に」を「公立学校（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人が設置する学校を含む。）の施設に」に改める。

（義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令の一部改正）

第七条 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和三十九年政令第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「学長」の下に「、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第七十七条の二第一項の規定により公立大学法人（同法第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。以下この項において同じ。）が設置する大学に附属して設置される義務教育諸学校の児童及び生徒に係る教科用図書については当該公立大学法人の理事長」を加える。

（独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令の一部改正）

第八条 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（平成十五年政令第三百六十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第五項第一号中「同じ。」の下に「並びに地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人（第十九条第二項において単に「公立大学法人」という。）が設置する学校」を加える。

第十九条の見出し中「地方公共団体又は国」を「地方公共団体等」に改め、同条第二項中「又は独立行政法人国立高等専門学校機構」を「独立行政法人国立高等専門学校機構又は公立大学法人」に改める。

（障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律施行令の一部改正）

第九条 障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律施行令（平成二十年政令第二百八十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「学長」の下に「、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第七十七条の二第一項の規定により公立大学法人（同法第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。以下この項において同じ。）が設置する大学に附属して設置される小中学校の児童及び生徒に係る教科用特定図書等については当該公立大学法人の理事長」を加える。

（統計法施行令の一部改正）

第十条 統計法施行令（平成二十年政令第三百三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第四の一の項第三欄第一号中「及び」を「の学校（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人が設置するものを含む。）又は」に改める。

（高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令の一部改正）

第十一条 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成二十二年政令第百十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第三号中「地方公共団体」の下に「（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人を含む。次号及び第六号において同じ。）」を加える。

第四条第一項第一号中「（平成十五年法律第百十八号）」を削る。

（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令の一部改正）

第十二条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令（平成二十六年政令第二百三号）の一部を次のように改正する。

第八条中「地方公共団体以外」を「公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）

第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。以下この条において同じ。）が設置する幼保連携型認定こども園については当該幼保連携型認定こども園を設置していた公立大学法人の設立団体（同法第六条第三項に規定する設立団体をいう。）の長が、地方公共団体及び公立大学法人以外」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

（租税特別措置法施行令の一部改正）

第二条 租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第二十二条の七第三項中「第四条第三号」を「第五条第三号」に改める。

第二十五条の十七第五項中「第四条第一号」を「第五条第一号」に改める。

第二十五条の十七の二及び第三十九条の四第四項中「第四条第三号」を「第五条第三号」に改める。

第四十条の三第一号の三中「第四条第一号」を「第五条第一号」に改める。

（所得税法施行令及び法人税法施行令の一部改正）

第三条 次に掲げる政令の規定中「第四条第一号」を「第五条第一号」に改める。

一 所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第二百十七条第一号の二

二 法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第七十七条第一号の二

（構造改革特別区域法施行令の一部改正）

第四条 構造改革特別区域法施行令（平成十五年政令第七十八号）の一部を次のように改正する。

第二条の表及び第三条の表中「理事長」を「学校法人の理事長」に改める。

地方独立行政法人法施行令等の一部を改正する政令 新旧対照条文 目次

一、	地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）（抄）（第一条関係）	1
二、	教育公務員特例法施行令（昭和二十四年政令第六号）（抄）（第二条関係）	27
三、	学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）（抄）（第三条関係）	33
四、	公立学校施設災害復旧費国庫負担法施行令（昭和二十八年政令第三百七十三号）（抄）（第四条関係）	39
五、	学校給食法施行令（昭和二十九年政令第二百十二号）（抄）（第五条関係）	40
六、	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）（抄）（第六条関係）	41
七、	義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和三十九年政令第十四号）（抄）（第七条関係）	44
八、	独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（平成十五年政令第三百六十九号）（抄）（第八条関係）	45
九、	障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律施行令（平成二十年政令第二百八十一号）（抄）（第九条関係）	48
十、	統計法施行令（平成二十年政令第三百三十四号）（抄）（第十条関係）	50
十一、	高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成二十二年政令第一百十二号）（抄）（第十一条関係）	56
十二、	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令（平成二十六年政令第二百二号）（抄）（第十二条関係）	59
十三、	租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）（抄）（附則第二条関係）	60
十四、	所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）（抄）（附則第三条関係）	63
十五、	法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）（抄）（附則第三条関係）	64
十六、	構造改革特別区域法施行令（平成十五年政令第七十八号）（抄）（附則第四条関係）	65

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 教育公務員の範囲（第三条）</p> <p>第三章 業務（第四条・第五条）</p> <p>第四章 財務及び会計（第六条―第十一条）</p> <p>第五章 特定地方独立行政法人における人事管理（第十二条―第十四条）</p> <p>第六章 移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置（第十五条・第十六条）</p> <p>第七章 公立大学法人に関する特例（第十七条―第三十条）</p> <p>第八章 公営企業型地方独立行政法人に関する特例（第三十一条）</p> <p>第九章 雑則（第三十二条・第三十三条）</p> <p>附則</p> <p style="text-align: center;">第一章 総則</p>	<p style="text-align: center;">（新設）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p>（出資財産の評価の方法）</p> <p>第一条 地方公共団体は、地方独立行政法人法（以下「法」という。）第六条第五項の規定により評価をする場合には、評価に関して学識経験を</p>
<p>（略）</p>	

有する者の意見を聴かなければならない。

（議決及び認可を要しない定款の変更）

第二条 法第八条第二項ただし書に規定する政令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 従たる事務所の所在地の変更
- 二 設立団体（法第六条第三項に規定する設立団体をいう。以下同じ。）である地方公共団体の名称の変更
- 三 前二号に掲げるもののほか、総務大臣の指定する事項

（新設）

（教育公務員の範囲）

第三条 法第十六条第二項に規定する政令で定める教育公務員は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による公立の大学の学長、副学長、学部長、教授、准教授、助教又は講師の職にある者（当該大学においてその他の職を兼ねる者を含む。）とする。

（略）

第二章 教育公務員の範囲

第三条 法第十六条第二項に規定する政令で定める教育公務員は、次に掲げる者とする。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による公立の大学の学長、副学長、学部長、教授、准教授、助教又は講師の職にある者（当該大学においてその他の職を兼ねる者を含む。）
- 二 国立教育政策研究所の長及びその職員のうち専ら研究又は教育に従事する者で前号に掲げる者に準ずるもの

第三章 業務

（新設）

(出資の対象となる者が実施する事業の範囲)

第四条 法第二十一条第二号に規定する政令で定める事業は、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成十年法律第五十二号）第四条第一項の承認を受けた者（同法第五条第一項の変更の承認を受けた者を含む。）が実施する同法第二条第一項に規定する特定大学技術移転事業とする。

(公共的な施設の範囲)

第五条 (略)

第四章 財務及び会計

(資本の額その他の経営の規模の基準)

第六条 (略)

(新設)

第四条 法第二十一条第五号に規定する政令で定める公共的な施設は、次に掲げるものとする。

- 一 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二十七項に規定する介護老人保健施設
- 二 会議場施設、展示施設又は見本市場施設であつて総務省令で定める規模以上のもの
- 三 博物館、美術館、植物園、動物園又は水族館

(新設)

(資本の額その他の経営の規模の基準)

第五条 法第三十五条に規定する政令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 法第三十五条に規定する財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に係る事業年度の開始の日における資本金

(出資等に係る不要財産の出資等団体への納付)

第七条 地方独立行政法人は、法第四十二条の二第一項の規定による出資等に係る不要財産（法第六条第四項に規定する出資等に係る不要財産をいう。以下この章において同じ。）の出資等団体（法第四十二条の二第一項に規定する出資等団体をいう。以下この章において同じ。）への納付（第一号及び第五号において「現物による出資等団体への納付」という。）について、同項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を設立団体の長に提出しなければならない。

一 六 (略)

の額が百億円以上であること。

二 法第三十四条第一項の規定により設立団体の長の承認を受けた最終の貸借対照表（以下この号において「最終の貸借対照表」という。）の負債の部に計上した金額の合計額（新たに設立された地方独立行政法人（法第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）であつて最終の貸借対照表がないものにあつては、当該地方独立行政法人の負債の金額に相当する金額として設立団体の長が定める額）が二百億円以上であること。

(出資等に係る不要財産の出資等団体への納付)

第五条の二 地方独立行政法人は、法第四十二条の二第一項の規定による出資等に係る不要財産（法第六条第四項に規定する出資等に係る不要財産をいう。以下 同じ。）の出資等団体（法第四十二条の二第一項に規定する出資等団体をいう。以下 同じ。）への納付（第一号及び第五号において「現物による出資等団体への納付」という。）について、同項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を設立団体の長に提出しなければならない。

一 現物による出資等団体への納付に係る出資等に係る不要財産の内容
二 当該出資等に係る不要財産が将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる理由

三 当該出資等に係る不要財産の取得の日及び申請の日における帳簿価額（現金及び預金にあつては、取得の日及び申請の日におけるその額

2
(略)

(出資等に係る不要財産の譲渡収入による出資等団体への納付)

第八条 (略)

四 当該出資等に係る不要財産の取得に係る出資又は支出の額その他その内容

五 現物による出資等団体への納付の予定時期

六 その他必要な事項

2 地方独立行政法人は、法第四十二条の二第一項の認可を受けたときは、設立団体の長の指定する期日までに、出資等団体に、当該出資等に係る不要財産を納付するものとする。

(出資等に係る不要財産の譲渡収入による出資等団体への納付)

第五条の三 地方独立行政法人は、法第四十二条の二第二項の規定により、出資等に係る不要財産を譲渡し、これにより生じた収入から出資等団体への納付を行うこと（以下この項において「譲渡収入による出資等団体への納付」という。）について、同条第二項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を設立団体の長に提出しななければならない。

一 譲渡収入による出資等団体への納付に係る出資等に係る不要財産の内容

二 当該出資等に係る不要財産が将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる理由

三 納付の方法を譲渡収入による出資等団体への納付とする理由

四 当該出資等に係る不要財産の取得の日及び申請の日における帳簿価額

五 当該出資等に係る不要財産の譲渡によって得られる収入の見込額

2
4
(略)

5 地方独立行政法人は、前項の規定による通知を受けたときは、設立団

六 当該出資等に係る不要財産の譲渡に要する費用の費目、費目ごとの見込額及びその合計額

七 当該出資等に係る不要財産の取得に係る出資又は支出の額その他その内容

八 当該出資等に係る不要財産の譲渡の方法

九 当該出資等に係る不要財産の譲渡の予定時期

十 譲渡収入による出資等団体への納付の予定時期

十一 その他必要な事項

2 地方独立行政法人は、法第四十二条の第二項の認可を受けて出資等に係る不要財産の譲渡を行ったときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を設立団体の長に提出するものとする。

一 譲渡した出資等に係る不要財産の内容

二 当該出資等に係る不要財産の譲渡によって得られた収入の額（次条

第一項及び第二項第一号において「譲渡収入額」という。）

三 当該出資等に係る不要財産の譲渡に要した費用の費目、費目ごとの金額及びその合計額

四 当該出資等に係る不要財産を譲渡した時期

3 前項の報告書には、同項各号に掲げる事項を証する書類を添付するものとする。

4 設立団体の長は、第二項の報告書の提出を受けたときは、法第四十二条の第二項の規定により総務大臣が定める基準に従い算定した金額を地方独立行政法人に通知するものとする。

5 地方独立行政法人は、前項の通知を受けたときは、設立団

体の長の指定する期日までに、出資等団体に、同項の規定により通知された金額（出資等団体が二以上である場合には、出資等団体ごとに、当該通知された金額に当該出資等団体の出資等割合（当該出資等に係る不要財産の帳簿価額のうちの出資等団体からの出資又は支出の総額に相当する額として総務大臣の定めるところにより算定した額に占める当該出資等団体からの出資又は支出の額に相当する額として総務大臣の定めるところにより算定した額の割合をいう。次条において同じ。）を乗じて得た額）を納付するものとする。

（簿価超過額の出資等団体への納付）

第九条 地方独立行政法人は、譲渡収入額に簿価超過額（法第四十二

条の二第二項に規定する簿価超過額をいう。以下この条において同じ。

）があつた場合には、法第四十二条の二第三項ただし書の規定によりその全部又は一部の金額を出資等団体に納付しないことについて認可を受けようとするときを除き、前条第五項の設立団体の長の指定する期日までに、出資等団体に、簿価超過額（出資等団体が二以上である場合には、出資等団体ごとに、当該簿価超過額に当該出資等団体の出資等割合を乗じて得た額）を納付するものとする。

2 (略)

体の長の指定する期日までに、出資等団体に、同項の規定により通知された金額（出資等団体が二以上である場合においては、出資等団体ごとに、当該通知された金額に当該出資等団体の出資等割合（当該出資等に係る不要財産の帳簿価額のうちの出資等団体からの出資又は支出の総額に相当する額として総務大臣の定めるところにより算定した額に占める当該出資等団体からの出資又は支出の額に相当する額として総務大臣の定めるところにより算定した額の割合をいう。次条において同じ。）を乗じて得た額）を納付するものとする。

（簿価超過額の出資等団体への納付）

第五条の四 地方独立行政法人は、譲渡収入額に簿価超過額（法第四十二

条の二第二項に規定する簿価超過額をいう。以下この条において同じ。

）があつた場合には、法第四十二条の二第三項ただし書の規定によりその全部又は一部の金額を出資等団体に納付しないことについて認可を受けようとするときを除き、前条第五項の設立団体の長の指定する期日までに、出資等団体に、簿価超過額（出資等団体が二以上である場合においては、出資等団体ごとに、当該簿価超過額に当該出資等団体の出資等割合を乗じて得た額）を納付するものとする。

2 地方独立行政法人は、簿価超過額があつた場合において、法第四十二

条の二第三項ただし書の規定によりその全部又は一部の金額を出資等団体に納付しないことについて認可を受けようとするときは、前条第二項の報告書の提出と併せて、次に掲げる事項を記載した申請書を設立団体の長に提出しなければならない。

3 地方独立行政法人は、法第四十二条の二第三項ただし書の認可を受けたときは、設立団体の長の指定する期日までに、出資等団体に、簿価超過額から当該認可を受けた金額を控除した額（出資等団体が二以上である場合には、出資等団体ごとに、当該控除した額に当該出資等団体の出資等割合を乗じて得た額）を納付するものとする。

4 地方独立行政法人は、法第四十二条の二第三項ただし書の認可をしない処分を受けたときは、設立団体の長の指定する期日までに、出資等団体に、簿価超過額（出資等団体が二以上である場合には、出資等団体ごとに、当該簿価超過額に当該出資等団体の出資等割合を乗じて得た額）を納付するものとする。

（設立団体の長から設立団体以外の出資等団体の長への通知）

第十条 設立団体の長は、設立団体以外の出資等団体の出資に係る出資等に係る不要財産の処分について法第四十二条の二第一項、第二項若しくは第三項ただし書の認可をした場合若しくは同項ただし書の認可をしない処分をした場合又は第七条第一項若しくは第八条第一項の申請書の提出があった場合若しくは同条第四項の通知をした場合には、次の表の上欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を、遅滞なく、当該設立団体以外の出資等団体の長に通知しなければならぬ。

法第四十二条の二第一 (略)

一 当該出資等に係る不要財産の帳簿価額、譲渡収入額及び簿価超過額
二 簿価超過額のうち、納付しないことを求める額及びその理由

3 地方独立行政法人は、法第四十二条の二第三項ただし書の認可を受けたときは、設立団体の長の指定する期日までに、出資等団体に、簿価超過額から当該認可を受けた金額を控除した額（出資等団体が二以上である場合には、出資等団体ごとに、当該控除した額に当該出資等団体の出資等割合を乗じて得た額）を納付するものとする。

4 地方独立行政法人は、法第四十二条の二第三項ただし書の認可をしない処分を受けたときは、設立団体の長の指定する期日までに、出資等団体に、簿価超過額（出資等団体が二以上である場合には、出資等団体ごとに、当該簿価超過額に当該出資等団体の出資等割合を乗じて得た額）を納付するものとする。

（設立団体の長から設立団体以外の出資等団体の長への通知）

第五条の五 設立団体の長は、設立団体以外の出資等団体の出資に係る出資等に係る不要財産の処分について法第四十二条の二第一項、第二項若しくは第三項ただし書の認可をした場合若しくは同項ただし書の認可をしない処分をした場合又は第五条の二第一項若しくは第五条の三第一項の申請書の提出があった場合若しくは同条第四項の通知をした場合には、次の表の上欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を、遅滞なく、当該設立団体以外の出資等団体の長に通知しなければならぬ。

法第四十二条の二第一 法第四十二条の二第一項の認可をした

項の認可をした場合	(略)	二 第七条第二項 の規定により設立団体の長が指定した期日
法第四十二条の二第三項ただし書の認可をした場合	一 (略) 二 前条第三項 の規定により設立団体の長が指定した期日	一 (略) 二 前条第四項 の規定により設立団体の長が指定した期日
法第四十二条の二第三項ただし書の認可をした場合	一 (略) 二 前条第三項 の規定により設立団体の長が指定した期日	一 (略) 二 前条第四項 の規定により設立団体の長が指定した期日
第七條第一項 の申請書の提出があった場合	第七條第一項 の申請書の提出があった旨及び当該申請書に記載された同項各号に掲げる事項	第七條第一項 の申請書の提出があった旨及び当該申請書に記載された同項各号に掲げる事項
第八條第一項 の申請書の提出があった場合	第八條第一項 の申請書の提出があった旨及び当該申請書に記載された同項各号に掲げる事項	第八條第一項 の申請書の提出があった旨及び当該申請書に記載された同項各号に掲げる事項
第八條第四項の通知をした場合	一 第八條第二項 の報告書に記載された同項各号に掲げる事項 二 第八條第四項 の通知をした旨及び同項の規定により通知した金額	一 第八條第二項 の報告書に記載された同項各号に掲げる事項 二 第八條第四項 の通知をした旨及び同項の規定により通知した金額

項の認可をした場合	旨	二 第五条の二第二項の規定により設立団体の長が指定した期日
法第四十二条の二第二項の認可をした場合	法第四十二条の二第二項の認可をした旨	法第四十二条の二第二項の認可をした旨
法第四十二条の二第三項ただし書の認可をした場合	一 法第四十二条の二第三項ただし書の認可をした旨 二 第五条の四第三項の規定により設立団体の長が指定した期日	一 法第四十二条の二第三項ただし書の認可をした旨 二 第五条の四第四項の規定により設立団体の長が指定した期日
法第四十二条の二第三項ただし書の認可をした場合	一 法第四十二条の二第三項ただし書の認可をした旨 二 第五条の四第四項の規定により設立団体の長が指定した期日	一 法第四十二条の二第三項ただし書の認可をした旨 二 第五条の四第四項の規定により設立団体の長が指定した期日
第五条の二第一項の申請書の提出があった場合	第五条の二第一項の申請書の提出があった旨及び当該申請書に記載された同項各号に掲げる事項	第五条の二第一項の申請書の提出があった旨及び当該申請書に記載された同項各号に掲げる事項
第五条の三第一項の申請書の提出があった場合	第五条の三第一項の申請書の提出があった旨及び当該申請書に記載された同項各号に掲げる事項	第五条の三第一項の申請書の提出があった旨及び当該申請書に記載された同項各号に掲げる事項
第五条の三第四項の通知をした場合	一 第五条の三第二項の報告書に記載された同項各号に掲げる事項 二 第五条の三第四項の通知をした旨及び同項の規定により通知した金額	一 第五条の三第二項の報告書に記載された同項各号に掲げる事項 二 第五条の三第四項の通知をした旨及び同項の規定により通知した金額

	<p>三 第八条第五項 の規定により設立団体の長が指定した期日</p> <p>四 前条第二項 の申請書の提出があった場合には、その旨及び当該申請書に記載された同項各号に掲げる事項</p>
--	---

(資本金の減少に係る通知及び報告)

第十一条 (略)

(政治的行為を制限される職員の職に係る基準)

第五章 特定地方独立行政法人における人事管理

第十二条 法第五十三条第二項に規定する政令で定める基準は、次の各号に掲げるいずれかの職に該当することとする。

- 一 特定地方独立行政法人(法第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。次号及び第三号において同じ。)の役員を職制上直接

	<p>三 第五条の三第五項の規定により設立団体の長が指定した期日</p> <p>四 第五条の四第二項の申請書の提出があった場合には、その旨及び当該申請書に記載された同項各号に掲げる事項</p>
--	--

(資本金の減少に係る通知及び報告)

第五条の六 設立団体の長は、法第四十二条の二第四項の規定により地方

独立行政法人に対する出資等団体からの出資がなかったものとされ、地方独立行政法人の資本金を減少するものとされる金額を定めたときは、その金額を当該地方独立行政法人に通知するものとする。

2 地方独立行政法人は、法第四十二条の二第四項の規定により資本金を減少したときは、遅滞なく、その旨を設立団体の長に報告するものとする。

(新設)

(政治的行為を制限される職員の職に係る基準)

第六条 法第五十三条第二項の規定に基づき特定地方独立行政法人(法第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下この条において同じ。)の理事長が定める職の基準は、次のとおりとする。

- 一 特定地方独立行政法人の役員を職制上直接に補佐する職

に補佐する職

二・三 (略)

(設立団体の長への報告)

第十三条 (略)

(常勤職員の範囲)

第十四条 (略)

二 特定地方独立行政法人の主たる事務所の局、部若しくは課又はこれらに準ずる組織の長及び職制上これを直接に補佐する職

三 特定地方独立行政法人の営業所、出張所、附属施設その他これらに準ずる組織（以下この号において「営業所等」という。）の長及び職制上これを直接に補佐する職並びに営業所等で大規模なものの局、部若しくは課又はこれらに準ずる組織の長及び職制上これを直接に補佐する職

(設立団体の長への報告)

第七条 法第五十四条第一項の規定による報告は、一月一日現在における同項に規定する常勤職員の数について、設立団体の規則で定めるところにより、同月三十日までに行うものとする。

(常勤職員の範囲)

第八条 法第五十四条第一項に規定する常時勤務に服することを要しない職員で政令で定めるものは、次に掲げる者とする。

- 一 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条第二項又は第二十九条の規定による休職又は停職の処分を受けた者
- 二 地方公務員法第二十六条の五第一項に規定する自己啓発等休業をしている者
- 三 地方公務員法第二十六条の六第一項に規定する配偶者同行休業をしている者

第六章 移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置

(権利の承継に係る議会の議決)

第十五条 (略)

(承継財産の評価の方法)

第十六条 (略)

四 地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第六条第五項の規定により休職者とされた者

五 外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律（昭和六十二年法律第七十八号）第二条第一項の規定により派遣された者

六 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第一百十号）第二条第一項の規定により育児休業をしている者又は同法第十一条第一項に規定する育児短時間勤務職員（同法第十七条の規定による勤務をしている者を含む。）

(新設)

(権利の承継に係る議会の議決)

第九条 設立団体の長は、法第六十六条第一項の規定により移行型地方独立行政法人（法第六十一条に規定する移行型地方独立行政法人をいう。）に承継させる権利（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十七条第一項に規定する財産に限る。）を定めようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

(承継財産の評価の方法)

第十条 設立団体は、法第六十七条第三項の規定により評価をする場合には、評価に関して学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

第七章 公立大学法人に関する特例

(部局の長の範囲等)

第十七条 (略)

2 | 法第七十三条に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 | 幼稚園の副園長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、講師及び養護助教諭
- 二 | 小学校、中学校又は義務教育学校の副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、助教諭、講師及び養護助教諭
- 三 | 高等学校又は中等教育学校の副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、講師、養護助教諭及び実習助手
- 四 | 特別支援学校の副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、講師、養護助教諭、実習助手及び寄宿舎指導員
- 五 | 幼保連携型認定こども園の副園長、教頭、主幹保育教諭、指導保育員

(新設)

(部局の長の範囲)

第十一条 法第七十三条に規定する政令で指定する部局の長は、次に掲げる者とする。

- 一 | 大学の教養部の長
- 二 | 大学に附置される研究所の長
- 三 | 大学又は大学の医学部若しくは歯学部附属する病院の長
- 四 | 大学に附属する図書館の長
- 五 | 大学院に置かれる研究科(学校教育法第百条ただし書に規定する組織を含む。)の長

(新設)

教諭、保育教諭、主幹養護教諭、養護教諭、主幹栄養教諭、栄養教諭、
助保育教諭、講師及び養護助教諭

六 専修学校の教員

(土地の取得等の範囲)

第十八条 法第七十九条の三第一項に規定する政令で定める土地の取得、
施設の設置若しくは整備又は設備の設置（第一号及び第二号において「
土地の取得等」という。）は、次に掲げるものとする。

一 公立大学法人（法第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。
以下この章において同じ。）の施設の移転のために行う土地の取得
等であつて、当該移転に伴い不用となる財産の処分による収入をもつ
て当該土地の取得等に係る長期借入金又は債券（法第七十九条の三第
一項に規定する債券をいう。次号及び第三号において同じ。）を償還
することができる見込みがあるもの

二 次に掲げる土地の取得等であつて、当該土地、施設又は設備を用い
て行われる業務に係る収入をもつて当該土地の取得等に係る長期借入
金又は債券を償還することができる見込みがあるもの

イ 学生の寄宿舎、職員の宿舍その他これらに類する宿泊施設の用に
供するために行う土地の取得等

ロ 公立大学法人及び当該公立大学法人以外の者が連携して行う教育
研究活動に係る施設の用に供するために行う土地の取得等

ハ 公立大学法人が設置する大学に附属して設置される獣医療法（平
成四年法律第四十六号）第二条第二項に規定する診療施設の用に供

(新設)

するために行う土地の取得等

三 前二号に掲げるもののほか、公立大学法人の業務の実施に必要な土地の取得であつて、長期借入金^{（一）}の借入れ又は債券の発行により調達した資金により一括して取得することが、段階的な取得（毎年度、設立団体から交付を受けた補助金又は交付金により段階的に当該土地の一部を取得し、当該土地の全てを取得するまでの間、当該土地のうち既に取得した部分以外の部分の賃借に係る費用を負担する方法により当該土地の全てを取得する行為をいう。）を行う場合に比して相当程度有利な土地の取得の基準として総務省令で定める基準に適合するもの

（借換えの対象となる長期借入金又は債券の範囲等）

第十九条 法第七十九条の三第二項本文に規定する政令で定める長期借入金又は債券は、同条第一項の規定により設立団体以外の者からした長期借入金又は発行した債券（同条第二項の規定により設立団体以外の者からした長期借入金又は発行した債券を含む。次項において「既往の長期借入金等」という。）とする。

2 法第七十九条の三第二項ただし書に規定する政令で定める期間は、次条に規定する総務省令で定める期間から当該既往の長期借入金等の償還期間を控除した期間を超えない範囲内の期間とする。

（長期借入金又は債券の償還期間）

第二十条 法第七十九条の三第一項の規定による設立団体以外の者からの長期借入金又は債券の償還期間は、当該長期借入金の借入れ又は当該債

（新設）

（新設）

券の発行により調達する資金の使途に応じて総務省令で定める期間を超えてはならない。

(公立大学法人債券の形式)

第二十一条 法第七十九条の三第一項又は第二項の規定による債券（以下この章において「公立大学法人債券」という。）は、無記名利札付きとする。

(公立大学法人債券の発行の方法)

第二十二条 公立大学法人債券の発行は、募集の方法による。

(公立大学法人債券申込証)

第二十三条 公立大学法人債券の募集に応じようとする者は、公立大学法人債券の申込証（以下この条及び第二十五条において「公立大学法人債券申込証」という。）にその引き受けようとする公立大学法人債券の数及び住所を記載し、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

2 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下この章において「社債等振替法」という。）の規定の適用がある公立大学法人債券（次条第二項において「振替公立大学法人債券」という。）の募集に応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該公立大学法人債券の振替を行うための口座（同条第二項において「振替口座」という。）を公立大学法人債券申込証に記載しなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

3| 公立大学法人債券申込証は、公立大学法人債券の募集をしようとする公立大学法人が作成し、これに次に掲げる事項を記載しなければならぬ。

- 一| 公立大学法人債券の名称
- 二| 公立大学法人債券の総額
- 三| 各公立大学法人債券の金額
- 四| 公立大学法人債券の利率
- 五| 公立大学法人債券の償還の方法及び期限
- 六| 利息の支払の方法及び期限
- 七| 公立大学法人債券の発行の価額
- 八| 社債等振替法の規定の適用があるときは、その旨
- 九| 社債等振替法の規定の適用がないときは、無記名式である旨
- 十| 応募額が公立大学法人債券の総額を超える場合の措置
- 十一| 募集又は管理の委託を受けた会社があるときは、その商号

(公立大学法人債券の引受け)

第二十四条 前条の規定は、政府若しくは地方公共団体が公立大学法人債券を引き受ける場合又は公立大学法人債券の募集の委託を受けた会社が自ら公立大学法人債券を引き受ける場合には、その引き受ける部分については、適用しない。

2| 前項の場合において、振替公立大学法人債券を引き受ける政府若しくは地方公共団体又は振替公立大学法人債券の募集の委託を受けた会社は、その引受けの際に、振替口座を当該振替公立大学法人債券の募集をし

(新設)

た公立大学法人に示さなければならない。

(公立大学法人債券の成立の特則)

第二十五条 公立大学法人債券の応募総額が公立大学法人債券の総額に達しないときでも公立大学法人債券を成立させる旨を公立大学法人債券申込証に記載したときは、その応募総額をもって公立大学法人債券の総額とする。

(公立大学法人債券に係る払込み)

第二十六条 公立大学法人債券の募集が完了したときは、当該公立大学法人債券の募集をした公立大学法人は、遅滞なく、各公立大学法人債券についてその全額の払込みをさせなければならない。

(債券の発行)

第二十七条 公立大学法人は、前条の払込みがあつたときは、遅滞なく、債券を発行しなければならない。ただし、公立大学法人債券について社債等振替法の規定の適用があるときは、この限りでない。

2 各債券には、第二十三条第三項第一号から第六号まで、第九号及び第十一号に掲げる事項並びに番号を記載し、公立大学法人の理事長がこれに記名押印しなければならない。

(公立大学法人債券原簿)

第二十八条 公立大学法人は、公立大学法人債券を発行したときは、主た

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

る事務所に公立大学法人債券の原簿（次項において「公立大学法人債券原簿」という。）を備え置かなければならない。

2| 公立大学法人債券原簿には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一| 公立大学法人債券の発行の年月日

二| 公立大学法人債券の数（社債等振替法の規定の適用がないときは、債券の数及び番号）

三| 第二十三条第三項第一号から第六号まで、第八号及び第十一号に掲げる事項

四| 元利金の支払に関する事項

（利札が欠けている場合における公立大学法人債券の償還）

第二十九条 公立大学法人債券を償還する場合において、欠けている利札があるときは、これに相当する金額を償還額から控除する。ただし、既に支払期が到来した利札については、この限りでない。

2| 前項の利札の所持人がこれと引換えに控除金額の支払を請求したときは、公立大学法人は、これに応じなければならない。

（設立団体の規則への委任）

第三十条 第十八条から前条までに定めるもののほか、法第七十九条の第三項若しくは第二項の規定による設立団体以外の者からの長期借入金又は公立大学法人債券に関し必要な事項は、設立団体の規則で定める。

（新設）

（新設）

第八章 公営企業型地方独立行政法人に関する特例

第三十一条 法第八十六条第一項の規定により公営企業型地方独立行政法人（法第八十一条に規定する公営企業型地方独立行政法人をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。）が設立団体に対して負担する債務の償還額及び当該債務に係る利子の支払額並びにこれらの支払期日は、法第六十六条第一項に規定する地方債のうち当該公営企業型地方独立行政法人の成立の日までに償還されていないもの（以下この項において「未償還地方債」という。）を当該設立団体が償還し、又は当該未償還地方債に係る利子を当該設立団体が支払う場合における当該未償還地方債の償還額及び当該未償還地方債に係る利子の支払額並びにこれらの支払期日（当該設立団体が、支払に関する事務を委託した者に対しこれらの支払期日と異なる日に当該未償還地方債の償還額又は当該未償還地方債に係る利子の支払額を支払うこととされている場合には、その日）とする。

2 (略)

第九章 雑則

(新設)

(設立団体に対して負担する債務の償還等)

第十二条 法第八十六条第一項の規定により公営企業型地方独立行政法人（法第八十一条に規定する公営企業型地方独立行政法人をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。）が設立団体に対して負担する債務の償還額及び当該債務に係る利子の支払額並びにこれらの支払期日は、法第六十六条第一項に規定する地方債のうち当該公営企業型地方独立行政法人の成立の日までに償還されていないもの（以下この項において「未償還地方債」という。）を当該設立団体が償還し、又は当該未償還地方債に係る利子を当該設立団体が支払う場合における当該未償還地方債の償還額及び当該未償還地方債に係る利子の支払額並びにこれらの支払期日（当該設立団体が、支払に関する事務を委託した者に対しこれらの支払期日と異なる日に当該未償還地方債の償還額又は当該未償還地方債に係る利子の支払額を支払うこととされている場合にあっては、その日）とする。

2 前項に定めるもののほか、公営企業型地方独立行政法人が法第八十六条第一項の規定により負担する債務の償還及び当該債務に係る利子の支払その他の同項の規定による債務の負担に関し必要な事項は、設立団体と当該公営企業型地方独立行政法人が協議して定めるものとする。

(新設)

(他の法令の準用)

第三十二条 次に掲げる法令の規定については、地方独立行政法人（第九号及び第二十四号に掲げる規定にあつては、公営企業型地方独立行政法人に限る。）を、都道府県（都道府県の加入する一部事務組合又は広域連合を含む。以下この項において同じ。）又は都道府県及び都道府県以外の地方公共団体が設立したものにあつては当該都道府県と、その他のものにあつては市町村とみなして、これらの規定を準用する。

一〇十九 （略）

(他の法令の準用)

第十三条 次の 法令の規定については、地方独立行政法人（第九号及び第二十四号に掲げる規定にあつては、公営企業型地方独立行政法人に限る。）を、都道府県（都道府県の加入する一部事務組合又は広域連合を含む。以下この項において同じ。）又は都道府県及び都道府県以外の地方公共団体が設立したものにあつては当該都道府県と、その他のものにあつては市町村とみなして、これらの規定を準用する。

一 大麻取締法（昭和二十三年法律第二百二十四号）第二十二条の三第二項

二 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四条第一項、第七条の二第一項第一号及び第二項並びに第三十一条

三 漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三百三十七号）第三十九条第四項及び第三十九条の五第一項ただし書

四 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条第三項（同法第四十三条の八第四項及び第五十五条の三の四第四項において準用する場合を含む。）、第三十七条第四項並びに第三十八条の二第一項、第九項及び第十項

五 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第一項ただし書、第十五条第一項、第十七条第一項第一号（同法第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。）、第二十一条（同法第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。）、第八十二条第五項及び第六項（これらの規定を同法第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。）、第二百二十二条第一項ただし書（同法第三百三十八条第一項

において準用する場合を含む。)並びに第二百五条第一項ただし書(同法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。)

六 覚せい剤取締法(昭和二十六年法律第二百五十二号)第三十条の十五第一項及び第四項、第三十四条の三第二項、第三十五条第二項並びに第三十六条第一項及び第二項

七 麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)第六十条の二第二項

八 海岸法(昭和三十一年法律第百一号)第十条第二項

九 水道法(昭和三十三年法律第百七十七号)第八条第一項第六号、第九条第一項、第十四条第五項及び第六項、第二十八条第一項第三号、第二十九条第一項、第三十八条第一項並びに第五十五条第一号

十 地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)第十一条第二項、第二十条第二項(同法第四十五条第一項において準用する場合を含む。)及び第二十三条第五項

十一 工業用水道事業法(昭和三十三年法律第八十四号)第三条、第六条第一項及び第二項、第七条、第八条第一項、第九条第一項及び第二項、第十条第一項及び第二項、第十七条第一項及び第二項、第十八条第一項並びに第二十九条第二号

十二 公共用地の取得に関する特別措置法(昭和三十六年法律第百五十五号)第五条ただし書(同法第四十五条において準用する場合を含む。)及び第八条(同法第四十五条において準用する場合を含む。)において準用する土地収用法第二十一条

十三 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法

律第五十七号) 第七条第四項及び第十三条

十四 都市緑地法(昭和四十八年法律第七十二号) 第八条第七項及び第八項並びに第十四条第八項

十五 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号) 第十五条

十六 大深度地下の公共的使用に関する特別措置法(平成十二年法律第八十七号) 第九条において準用する土地収用法第十一条第一項ただし書及び第十五条第一項、第十一条第一号、第十八条並びに第三

十九条ただし書

十七 特定都市河川浸水被害対策法(平成十五年法律第七十七号) 第十

四条(同法第十六条第四項及び第十八条第四項において準用する場合を含む。)

十八 独立行政法人都市再生機構法(平成十五年法律第百号) 第十一条第一項第八号

十九 不動産登記法(平成十六年法律第二百二十三号) 第十六条、第一百六条、第一百七条及び第一百八条第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)

二十 教育基本法(平成十八年法律第百二十号) 第十

五条第二項

二十一 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成二十年法律第四十号) 第十五条第六項及び第七項並びに第三十三条第一項第三号

二十二 津波防災地域づくりに関する法律(平成二十三年法律第百二十

二十 教育基本法(平成十八年法律第百二十号) 第五條第四項及び第十

五条第二項

二十一～二十四 (略)

2 前項において 次の表の上欄に掲げる法令の規定を準用する場合に
は、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の
下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)

三号) 第二十五条、第七十六条第一項(同法第七十八条第四項におい
て準用する場合を含む。)及び第八十五条(同法第八十七条第五項に
おいて準用する場合を含む。)

二十三 毒物及び劇物取締法施行令(昭和三十年政令第二百六十一号)
第十一条第一号、第十三条第一号イ、第十六条第一号、第十八条第一
号イ及びびへ、第二十二條第一号、第二十四條第一号イ並びに第二十八
条第一号イ

二十四 不動産登記令(平成十六年政令第三百七十九号) 第七条第一項
第六号(同令別表の七十三の項に係る部分に限る。)、第十六条第四
項、第十七条第二項、第十八条第四項及び第十九条第二項

2 前項の規定により次の表の上欄に掲げる法令の規定を準用する場合に
おいては、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の
下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

土地収用法第二十一条第一項(同法 第三百三十八条第一項において準用す る場合を含む。)	行政機関若し くはその地方 支分部局の長	地方独立行政 法人
土地収用法第二十一条第二項(同法 第三百三十八条第一項において準用す る場合を含む。)	行政機関又は その地方支分 部局の長	地方独立行政 法人
土地収用法第二百二十二条第一項ただ し書(同法第三百三十八条第一項にお いて準用する場合を含む。)	都道府県知事	地方独立行政 法人
公共用地の取得に関する特別措置法	行政機関若し	地方独立行政

3 次に掲げる法令の規定については、地方独立行政法人を市町村とみなして、これらの規定を準用する。

一〇八 (略)

3 次の法令の規定については、地方独立行政法人を市町村とみなして、これらの規定を準用する。

第八条(同法第四十五条において準用する場合を含む。)において準用する土地収用法第二十一条第一項	くはその地方支分部局の長	法人
公共用地の取得に関する特別措置法	行政機関又はその地方支分部局の長	地方独立行政法人
第八条(同法第四十五条において準用する場合を含む。)において準用する土地収用法第二十一条第二項	部局の長	法人

一 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第三十四条の八、同法第三十四条の十五第一項、第二項及び第七項(これらの規定のうち小規模保育事業に関する部分に限る。)並びに同法第三十五条第三項、第四項、第十一項及び第十二項(これらの規定のうち児童発達支援センターに関する部分を除く。)

二 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十八条第二項(入所の委託を受ける障害者支援施設等の設置者に関する部分に限る。)、第二十八条第二項及び第四項ただし書並びに第四十一条

三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第六十二条第一項及び第二項並びに第六十七条第一項及び第二項

四 知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第十六条第一項第二号(入所及び更生援護の実施の委託を受ける障害者支援施設等の設置者に関する部分に限る。)

五 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平

4 前項の規定により身体障害者福祉法施行令第二十八条及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第四十三条の七の規定を準用する場合には、これらの規定中「市町村長」とあるのは、「地方独立行政法人」と読み替えるものとする。

5 (略)

(設立団体が二以上である場合の特例)

第三十三条 設立団体が二以上である地方独立行政法人に係る法第四十二条の二第四項並びに第六条第二号、第七条第二項、第八条第五項

並びに第九条第三項及び第四項に規定する権限の行使については、当該設立団体の長が協議して定めるところによる。

2 設立団体が二以上である場合において、第十三条及び第三十条の規定により規則で定めるものとされている事項は、当該設立団体が協議して定めるものとする。

成十七年法律第二十三号)第八十三条第三項及び第八十六条第一項六 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第三条第五項及び第七項(これらの規定のうち同条第一項の認定を受けた保育所に関する部分に限る)。

七 身体障害者福祉法施行令(昭和二十五年政令第七十八号)第二十八条

八 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成十八年政令第十号)第四十三条の七

4 前項の規定により身体障害者福祉法施行令第二十八条及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第四十三条の七の規定を準用する場合には、これらの規定中「市町村長」とあるのは、「地方独立行政法人」と読み替えるものとする。

5 勅令及び政令以外の命令であつて総務省令で定めるものについては、総務省令で定めるところにより、地方独立行政法人を地方公共団体とみなして、これらの命令を準用する。

(設立団体が二以上である場合の特例)

第十四条 設立団体が二以上である地方独立行政法人に係る法第四十二条の二第四項並びに第五条第二号、第五条の二第二項、第五条の三第五項並びに第五条の四第三項及び第四項に規定する権限の行使については、当該設立団体の長が協議して定めるところによる。

2 設立団体が二以上である場合において、第七条の規定により規則で定めるものとされている事項は、当該設立団体が協議して定めるものとする。

改 正 案	現 行
<p>（初任者研修の対象から除く者）</p> <p>第二条 法第二十三条第一項の政令で指定する者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 教諭、助教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師（常時勤務の者及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。第八条各号及び附則第三項において同じ。）（次条及び附則第二項第二号において「教諭等」という。）として国立学校（学校教育法第二条第二項に規定する国立学校及び国立大学法人（平成十五年法律第一百二十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人（次条第三項第五号において「国立大学法人」という。）の設置する幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）、公立学校（法第二条第一項に規定する公立学校をいう。以下同じ。）（地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人（次条第三項第五号において「公立大学法人」という。）の設置する学校（学校教育法第一条に規定する学校及び幼保連携型認定</p>	<p>（初任者研修の対象から除く者）</p> <p>第二条 法第二十三条第一項の政令で指定する者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 臨時的に任用された者</p> <p>二 教諭、助教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師（常時勤務の者及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。第八条各号及び附則第三項において同じ。）（次条及び附則第二項第二号において「教諭等」という。）として国立学校（学校教育法第二条第二項に規定する国立学校及び国立大学法人（平成十五年法律第一百二十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人（次条第三項第五号において「国立大学法人」という。）の設置する幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）、公立の</p> <p>学校（学校教育法第一条に規定する学校及び幼保連携型認定</p>

こども園をいう。以下同じ。)を含む。次条第一項及び附則第二項第二号において同じ。)又は私立の学校である小学校等(法第十二条第一項に規定する小学校等をいう。次条及び附則第二項第二号において同じ。)において引き続き一年を超える期間を勤務したことがある者で、任命権者(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)の地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第三十七条第一項に規定する県費負担教職員(以下「県費負担教職員」という。))については当該指定都市の教育委員会、地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)の県費負担教職員については当該中核市の教育委員会、市(指定都市及び中核市を除く。以下この号において同じ。)町村が設置する中等教育学校(後期課程に学校教育法第四条第一項に規定する定時制の課程のみを置くものを除く。)の県費負担教職員については当該市町村の教育委員会。次条第三項第五号並びに第五条第二号及び第四号において同じ。)が教諭又は保育教諭の職務の遂行に必要な事項についての知識又は経験の程度を勘案し、法第二十三条第一項の初任者研修を実施する必要がないと認めるもの

三・四 (略)

こども園をいう。以下同じ。)又は

私立の学校である小学校等(法第十二条第一項に規定する小学校等をいう。次条及び附則第二項第二号において同じ。)において引き続き一年を超える期間を勤務したことがある者で、任命権者(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)の地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第三十七条第一項に規定する県費負担教職員(以下「県費負担教職員」という。))については当該指定都市の教育委員会、地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)の県費負担教職員については当該中核市の教育委員会、市(指定都市及び中核市を除く。以下この号において同じ。)町村が設置する中等教育学校(後期課程に学校教育法第四条第一項に規定する定時制の課程のみを置くものを除く。)の県費負担教職員については当該市町村の教育委員会。次条第三項第五号並びに第五条第二号及び第四号において同じ。)が教諭又は保育教諭の職務の遂行に必要な事項についての知識又は経験の程度を勘案し、法第二十三条第一項の初任者研修を実施する必要がないと認めるもの

三 教育職員免許法(昭和二十四年法律第四百七十七号)第四条第三項に規定する特別免許状を有する者

四 地方公務員法第二十六条の六第七項、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第十号)第六条第一項若しくは第十八条第一項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平

(十年経験者研修に係る在職期間の計算方法)

第三条 法第二十四条第一項の在職期間（以下この条において「在職期間」という。）は、国立学校、公立学校又は私立の学校である小学校等の教諭等として在職した期間（臨時的に任用された期間を除く。）を通算した期間とする。

2 (略)

3 前二項の規定による在職期間のうち次に掲げる期間が引き続き一年以上あるときは、その期間の年数（一年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を当該在職期間から除算する。

一 四 (略)

成十四年法律第四十八号）第三条第一項若しくは第二項、第四条若しくは第五条の規定により任期を定めて採用された者

(十年経験者研修に係る在職期間の計算方法)

第三条 法第二十四条第一項の在職期間（以下この条において「在職期間」という。）は、国立学校、公立の学校又は私立の学校である小学校等の教諭等として在職した期間（臨時的に任用された期間を除く。）を通算した期間とする。

2 前項の規定により在職期間を計算する場合において、指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する事務に従事した期間があるときは、その期間は、当該在職期間に通算するものとする。

3 前二項の規定による在職期間のうち次に掲げる期間が引き続き一年以上あるときは、その期間の年数（一年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を当該在職期間から除算する。

一 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第七十九条若しくは地方公務員法第二十八条の規定による休職又は国家公務員法第八十二条若しくは地方公務員法第二十九条の規定による停職により現実に職務を執ることを要しない期間

二 国家公務員法第八十条の六第一項ただし書又は地方公務員法第五十条の二第一項ただし書の規定により職員団体の役員として専ら従事した期間

三 地方公務員法第二十六条の六第一項の規定により配偶者同行休業を

した期間

四 国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）第三条第一項又は地方公務員の育児休業等に関する法律第二条第一項の規定により育児休業をした期間

五 国立大学法人
の設置する小学校等又は私立の学校である小学校等の教諭等として在職した期間について、第一号、第三号又は前号に規定する期間に準ずるものとして任命権者が認める期間

六 その他在職期間から除算すべき期間として文部科学大臣が定める期間

（教育公務員に準ずる者）

第九条 大学（公立学校

）であるものに限る。）の助手については、法

第三条第一項、第五項及び第六項、第四条（法第五条第二項及び第九条第二項において準用する場合を含む。）、第五条第一項、第五条の二、第六条、第八条、第九条第一項、第十条、第十七条から第十九条まで、第二十一条、第二十二条並びに第二十九条の規定中教員に関する部分の規定を準用する。

2・3 （略）

（教育公務員に準ずる者）

第九条 大学（公立学校（法第二条第一項に規定する公立学校をいう。次

条第一項において同じ。）であるものに限る。）の助手については、法

第三条第一項、第五項及び第六項、第四条（法第五条第二項及び第九条第二項において準用する場合を含む。）、第五条第一項、第五条の二、第六条、第八条、第九条第一項、第十条、第十七条から第十九条まで、第二十一条、第二十二条並びに第二十九条の規定中教員に関する部分の規定を準用する。

2 前項の場合において、任命権者は、法第十条に規定する権限を学部長その他の大学の機関に委任することができる。

3 第一項の場合において、次の表の上欄に掲げる者は、同表の中欄に掲げる法の規定に規定する権限（法第八条第一項及び第三項の規定にあつ

2 高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（いずれも公立学校）

第十条（略）

ては、これらの規定により読み替えられた地方公務員法の各規定に規定する権限）の全部又は一部を、それぞれ同表の下欄に掲げる者に委任することができる。

学長	第三条第五項、第五条の二、第六条、第八条第一項及び第三項並びに第十九条	学部長その他の大学内の他の機関
評議会（評議会を置かない大学にある）	第三条第五項、第四条（第五条第二項及び第九条第二項において準用する場合を含む。）、第五条第一項、第五条の二第二項、第六条、第八条第一項、第九条第一項及び第十九条	教授会その他の大学内の他の機関
教授会	第三条第五項、第五条の二第一項及び第八条第三項	当該教授会に属する教員のうちの一部の者で構成する会議その他の大学内の他の機関

第十条 高等専門学校（公立学校であるものに限る。）の助手については、法第十一条、第十四条、第十七条、第十八条、第二十一条、第二十二條、第二十五条及び第二十九条の規定中教員に関する部分の規定を準用する。

2 公立の高等学校、中等教育学校及び特別支援学校

であるものに限る。)の実習助手並びに特別支援学校(公立学校であるものに限る。)の寄宿舎指導員については、法第十一条、第十二条第二項、第十三条、第十四条、第十七条、第十八条、第二十一条、第二十二條、第二十五条及び第二十九条の規定中教員に関する部分の規定を準用する。

附則

(法附則第四条第一項の政令で指定する者)

2 法附則第四条第一項の政令で指定する者は、次に掲げる者とする。

一 (略)

二 教諭等として国立学校、公立学校又は私立の学校である小学校等において引き続き一年を超える期間を勤務したことがある者で、法附則第四条第一項後段の研修を実施すべき任命権者又は都道府県の教育委員会若しくは知事が教諭又は保育教諭の職務の遂行に必要な事項についての知識又は経験の程度を勘案し、当該研修を実施する必要がないと認めるもの

三 (略)

の実習助手並びに公立の特別支援学校
の寄宿舎指導員については、法第十一条、第十二条第二項、第十三条、第十四条、第十七条、第十八条、第二十一条、第二十二條、第二十五条及び第二十九条の規定中教員に関する部分の規定を準用する。

附則

(法附則第四条第一項の政令で指定する者)

2 法附則第四条第一項の政令で指定する者は、次に掲げる者とする。

一 臨時的に任用された者

二 教諭等として国立学校、公立の学校又は私立の学校である小学校等において引き続き一年を超える期間を勤務したことがある者で、法附則第四条第一項後段の研修を実施すべき任命権者又は都道府県の教育委員会若しくは知事が教諭又は保育教諭の職務の遂行に必要な事項についての知識又は経験の程度を勘案し、当該研修を実施する必要がないと認めるもの

三 地方公務員法第二十六条の六第七項、地方公務員の育児休業等に関する法律第六条第一項若しくは第十八条第一項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第三条第一項若しくは第二項、第四条若しくは第五条の規定により任期を定めて採用された者

改正案	現行
<p>（法第四条第一項の政令で定める事項）</p> <p>第二十三条 法第四条第一項（法第三百三十四条第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める事項（法第四条の二に規定する幼稚園に係るものを除く。）は、次のとおりとする。</p> <p>一 市町村（市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。以下同じ。）を含む。以下この項及び第二十四条の三において同じ。）の設置する特別支援学校の位置の変更</p> <p>二 十一（略）</p>	<p>（法第四条第一項の政令で定める事項）</p> <p>第二十三条 法第四条第一項（法第三百三十四条第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める事項（法第四条の二に規定する幼稚園に係るものを除く。）は、次のとおりとする。</p> <p>一 市町村</p> <hr/> <p>の設置する特別支援学校の位置の変更</p> <p>二 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。第十号及び第二十四条において同じ。）の学科又は市町村の設置する特別支援学校の高等部の学科、専攻科若しくは別科の設置及び廃止</p> <p>三 特別支援学校の幼稚部、小学部、中学部又は高等部の設置及び廃止</p> <p>四 市町村の設置する特別支援学校の高等部の学級の編制及びその変更</p> <p>五 特別支援学校の高等部における通信教育の開設及び廃止並びに大学における通信教育の開設</p> <p>六 私立の大学の学部、学科の設置</p> <p>七 大学の大学院（専門職大学院を含む。）の研究科の専攻の設置及び当該専攻に係る課程（法第百四条第一項に規定する課程をいう。次条</p>

第一項第一号において同じ。)の変更

八 高等専門学校の学科の設置

九 市町村の設置する高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の分校の設置及び廃止

十 高等学校の広域の通信制の課程(法第五十四条第三項(法第七十条第一項において準用する場合を含む。第二十四条及び第二十四条の二において同じ。))に規定する広域の通信制の課程をいう。以下同じ。
()に係る学則の変更

十一 私立の学校又は私立の各種学校の収容定員に係る学則の変更

2 法第四条の二に規定する幼稚園に係る法第四条第一項の政令で定める事項は、分校の設置及び廃止とする。

(法第三百三十一条の政令で定める場合)

第二十四条の三 法第三百三十一条の政令で定める場合は、市町村の設置する専修学校にあつては第一号に掲げる場合とし、私立の専修学校にあつては第一号及び第二号に掲げる場合とする。

一 分校を設置し、又は廃止しようとするとき。

二 校地、校舎その他直接教育の用に供する土地及び建物に関する権利を取得し、若しくは処分しようとするとき、又は用途の変更、改築等によりこれらの土地及び建物の現状に重要な変更を加えようとするとき。

(市町村立小中学校等の設置廃止等についての届出)

2

(略)

(略)

(市町村立小中学校等の設置廃止等についての届出)

第二十五条 市町村の教育委員会又は市町村が単独で若しくは他の市町村

と共同して設立する公立大学法人の理事長は、当該市町村又は公立大学法人の設置する小学校、中学校又は義務教育学校（第五号の場合にあつては、特別支援学校の小学部及び中学部を含む。）について次に掲げる事由があるときは、その旨を都道府県の教育委員会に届け出なければならぬ。

一 五 （略）

（市町村立高等学校等の名称の変更等についての届出等）

第二十六条 次に掲げる場合においては、市町村の教育委員会又は市町村が単独で若しくは他の市町村と共同して設立する公立大学法人の理事長は、当該市町村又は公立大学法人の設置する幼稚園、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（第二号の場合にあつては、特別支援学校を除く。）について都道府県の教育委員会に対し、市町村又は都道府県の教育委員会は、当該市町村又は都道府県の設置する高等専門学校について文部科学大臣に対し、市町村長又は都道府県知事は、当該市町村又は都道府県の設置する大学について文部科学大臣に対し、公立大学法人

の理事長は、当該公立大学法

第二十五条 市町村の教育委員会は、当該市町村

の設置する小学校、中学校又は義務教育学校（第五号の場合にあつては、特別支援学校の小学部及び中学部を含む。）について次に掲げる事由があるときは、その旨を都道府県の教育委員会に届け出なければならぬ。

- 一 設置し、又は廃止しようとするとき。
- 二 新たに設置者となり、又は設置者たることをやめようとするとき。
- 三 名称又は位置を変更しようとするとき。
- 四 分校を設置し、又は廃止しようとするとき。
- 五 二部授業を行おうとするとき。

（市町村立高等学校等の名称の変更等についての届出等）

第二十六条 次に掲げる場合においては、市町村の教育委員会は、当該市町村の

設置する幼稚園、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（第二号の場合にあつては、特別支援学校を除く。）について都道府県の教育委員会に対し、市町村及び都道府県の教育委員会は、当該市町村又は都道府県の設置する高等専門学校について文部科学大臣に対し、市町村長及び都道府県知事は、当該市町村又は都道府県の設置する大学について文部科学大臣に対し、公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。以下同じ。）の理事長は、当該公立大学法

人の設置する大学及び高等専門学校について文部科学大臣に対し、それぞれその旨を届け出なければならない。

一〜三 (略)

2 市町村の教育委員会又は市町村が単独で若しくは他の市町村と共同して設立する公立大学法人の理事長は、当該市町村又は公立大学法人の設置する高等学校の専攻科若しくは別科を設置し、又は廃止しようとするときは、その旨を都道府県の教育委員会に届け出なければならない。

3 都道府県の教育委員会は、市町村又は市町村が単独で若しくは他の市町村と共同して設立する公立大学法人の設置する高等学校で広域の通信制の課程を置くものについて第一項第一号の届出又は同項第二号の届出(当該課程に係るものに限る。)を受けたときは、その旨を文部科学大臣に報告しなければならない。都道府県の教育委員会又は都道府県が単独で若しくは他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人の理事長が当該都道府県又は公立大学法人の設置する高等学校で広域の通信制の課程を置くものについて名称又は当該課程に係る位置を変更したときも、同様とする。

(通信教育に関する規程の変更についての届出)

第二十七条 市町村若しくは市町村が単独で若しくは他の市町村と共同し

人の設置する大学及び高等専門学校について文部科学大臣に対し、それぞれその旨を届け出なければならない。

一 名称を変更しようとするとき。
二 位置を変更しようとするとき。
三 学則(高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。以下この条及び第二十七条の二において同じ。))の広域の通信制の課程に係るものを除く。)を変更したとき。

2 市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する高等学校の専攻科若しくは別科を設置し、又は廃止しようとするときは、その旨を都道府県の教育委員会に届け出なければならない。

3 都道府県の教育委員会は、市町村の設置する高等学校で広域の通信制の課程を置くものについて第一項第一号の届出又は同項第二号の届出(当該課程に係るものに限る。)を受けたときは、その旨を文部科学大臣に報告しなければならない。都道府県の教育委員会が当該都道府県の設置する高等学校で広域の通信制の課程を置くものについて名称又は当該課程に係る位置を変更したときも、同様とする。

(通信教育に関する規程の変更についての届出)

第二十七条 市町村の設置する特別支援学校の高等部又は

て設立する公立大学法人の設置する特別支援学校の高等部又は市町村、都道府県若しくは公立大学法人の設置する大学における通信教育に関する規程を変更しようとするときは、市町村の教育委員会又は市町村が単独で若しくは他の市町村と共同して設立する公立大学法人の理事長は、

当該市町村又は公立大学法人の設置する特別支援学校の高等部について都道府県の教育委員会に対し、市町村長、都道府県知事又は公立大学法人の理事長は、当該市町村、都道府県又は公立大学法人の設置する大学について文部科学大臣に対し、それぞれその旨を届け出なければならない。

(学期及び休業日)

第二十九条 公立の学校（大学を除く。以下この条において同じ。）の学期及び夏季、冬季、学年末、農繁期等における休業日は、市町村又は都道府県の設置する学校にあつては当該市町村又は都道府県の教育委員会が、公立大学法人の設置する学校にあつては当該公立大学法人の理事長が定める。

(学校廃止後の書類の保存)

第三十一条 公立又は私立の学校（私立の大学及び高等専門学校を除く。）が廃止されたときは、市町村又は都道府県の設置する学校（大学を除く。）については当該学校を設置していた市町村又は都道府県の教育委員会が、市町村又は都道府県の設置する大学については当該大学を設置していた市町村又は都道府県の長が、公立大学法人の設置する学校

市町村、都道府県若しくは公立大学法人の設置する大学における通信教育に関する規程を変更しようとするときは、市町村の教育委員会は、当該市町村の

設置する特別支援学校の高等部について都道府県の教育委員会に対し、市町村長、都道府県知事又は公立大学法人の理事長は、当該市町村、都道府県又は公立大学法人の設置する大学について文部科学大臣に対し、それぞれその旨を届け出なければならない。

(学期及び休業日)

第二十九条 公立の学校（大学を除く。）の学期及び夏季、冬季、学年末、農繁期等における休業日は、市町村又は都道府県の設置する学校にあつては当該市町村又は都道府県の教育委員会が、公立大学法人の設置する高等専門学校にあつては当該公立大学法人の理事長が定める。

(学校廃止後の書類の保存)

第三十一条 公立又は私立の学校（私立の大学及び高等専門学校を除く。）が廃止されたときは、市町村又は都道府県の設置する学校（大学を除く。）については当該学校を設置していた市町村又は都道府県の教育委員会が、市町村又は都道府県の設置する大学については当該大学を設置していた市町村又は都道府県の長が、公立大学法人の設置する大学又は

については当該学校

を設置していた公立

大学法人の設立団体（地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体をいう。）の長が、私立の学校については当該学校の所在していた都道府県の知事が、文部科学省令で定めるところにより、それぞれ当該学校に在学し、又はこれを卒業した者の学習及び健康の状況を記録した書類を保存しなければならない。

高等専門学校については当該大学又は高等専門学校を設置していた公立

大学法人の設立団体（地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体をいう。）の長が、私立の学校については当該学校の所在していた都道府県の知事が、文部科学省令で定めるところにより、それぞれ当該学校に在学し、又はこれを卒業した者の学習及び健康の状況を記録した書類を保存しなければならない。

改 正 案	現 行
<p>（適用除外の金額）</p> <p>第七条 法第六条第一号に規定する政令で定める額は、建物、建物以外の工作物又は土地については、それぞれ、都道府県（都道府県が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。以下この条において同じ。）を含む。以下この条において同じ。）の設置に係るものにあつては八十万円、市町村（市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。以下この条において同じ。）の設置に係るものにあつては四十万円とし、設備については、都道府県の設置に係るものにあつては六十万円、市町村の設置に係るものにあつては三十万円とする。</p>	<p>（適用除外の金額）</p> <p>第七条 法第六条第一号に規定する政令で定める額は、建物、建物以外の工作物又は土地については、それぞれ、都道府県</p> <hr/> <p>の設置に係るものにあつては八十万円、市町村</p> <hr/> <p>の設置に係るものにあつては四十万円とし、設備に</p> <hr/> <p>については、都道府県の設置に係るものにあつては六十万円、市町村の設置に係るものにあつては三十万円とする。</p>

改正案	現行
<p>（学校給食の開設及び廃止の届出）</p> <p>第一条 学校給食法（以下「法」という。）第三条第二項に規定する義務教育諸学校（以下「義務教育諸学校」という。）の設置者（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人並びに都道府県及び都道府県が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。以下この条において同じ。）を除く。）は、法第三条第一項に規定する学校給食（以下「学校給食」という。）を開設し、又は廃止しようとするときは、文部科学省令で定めるところにより、市町村立の学校（市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人が設置する学校を含む。）にあつては直接に、私立学校にあつては都道府県知事を経由して、都道府県の教育委員会にその旨を届け出なければならない。</p>	<p>（学校給食の開設及び廃止の届出）</p> <p>第一条 学校給食法（以下「法」という。）第三条第二項に規定する義務教育諸学校（以下「義務教育諸学校」という。）の設置者（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人及び都道府県</p> <p>を除く。）は、法第三条第一項に規定する学校給食（以下「学校給食」という。）を開設し、又は廃止しようとするときは、文部科学省令で定めるところにより、市町村立の学校</p> <p>にあつては直接に、私立学校にあつては都道府県知事を経由して、都道府県の教育委員会にその旨を届け出なければならない。</p>

改正案	現行
<p>（公共土木施設等の小災害債の対象となる事業の施行地域）</p> <p>第四十三条 法第二十四条第一項の政令で定める地域は、次の各号のいずれかに該当する地方公共団体の区域とする。</p> <p>一 次に掲げる事業費の合計額が、当該地方公共団体の標準税収入に相当する額を超える地方公共団体であつて、その年に発生した法第三条第一項の規定の適用に係る激甚災害のため当該地方公共団体が施行する公共土木施設に係る災害復旧事業で一箇所の工事の費用が都道府県及び指定都市にあつては八十万円以上百二十万円未満、その他の市町村にあつては三十万円以上六十万円未満のもの（以下「公共土木施設小災害復旧事業」という。）及び当該激甚災害のため当該地方公共団体が施行する公立学校（地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人が設置する学校を含む。）の施設に係る災害復旧事業で一学校ごとの費用が十万円を超えるもの（公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和二十八年法律第二百四十七号）第三条の規定による国の負担のないものに限る。以下「公立学校施設小災害復旧事業」という。）の事業費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（発行について地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第五条の三第六項の規定による届出がされた地方債のうち同条第一項の規定による協議を受けたならば同意をする</p>	<p>（公共土木施設等の小災害債の対象となる事業の施行地域）</p> <p>第四十三条 法第二十四条第一項の政令で定める地域は、次の各号のいずれかに該当する地方公共団体の区域とする。</p> <p>一 次に掲げる事業費の合計額が、当該地方公共団体の標準税収入に相当する額を超える地方公共団体であつて、その年に発生した法第三条第一項の規定の適用に係る激甚災害のため当該地方公共団体が施行する公共土木施設に係る災害復旧事業で一箇所の工事の費用が都道府県及び指定都市にあつては八十万円以上百二十万円未満、その他の市町村にあつては三十万円以上六十万円未満のもの（以下「公共土木施設小災害復旧事業」という。）及び当該激甚災害のため当該地方公共団体が施行する公立学校施設に</p> <p>係る災害復旧事業で一学校ごとの費用が十万円を超えるもの（公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和二十八年法律第二百四十七号）第三条の規定による国の負担のないものに限る。以下「公立学校施設小災害復旧事業」という。）の事業費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（発行について地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第五条の三第六項の規定による届出がされた地方債のうち同条第一項の規定による協議を受けたならば同意をする</p>

こととなると認められるものを含む。次条第一項及び第四十五条第一項において同じ。）の合計額が限度額（都道府県及び指定都市にあつては八百万円、指定都市以外の市で人口三十万人以上のものにあつては四百万円、人口三十万人未満十万人以上の市にあつては二百五十万円、人口十万人未満五十万人以上の市にあつては百五十万円、その他の市及び町村にあつては八十万円とする。以下同じ。）を超える地方公共団体

イ 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第七条の規定により決定された事業費で、その年に発生した法第三条第一項の規定の適用に係る激甚災害のため当該地方公共団体が施行する事業に係るもの又は国が施行し、当該地方公共団体がその費用の一部を負担する事業に係るもの

ロ 公立学校施設災害復旧費国庫負担法第三条の規定により国が負担する事業費で、その年に発生した法第三条第一項の規定の適用に係る激甚災害のため当該地方公共団体が施行する事業に係るもの

ハ 暫定措置法第三条の規定により国が補助する事業費で、その年に発生した法第五条の規定の適用に係る激甚災害のため当該地方公共団体の区域内で施行される事業に係るもの

二・三 (略)

こととなると認められるものを含む。次条第一項及び第四十五条第一項において同じ。）の合計額が限度額（都道府県及び指定都市にあつては八百万円、指定都市以外の市で人口三十万人以上のものにあつては四百万円、人口三十万人未満十万人以上の市にあつては二百五十万円、人口十万人未満五十万人以上の市にあつては百五十万円、その他の市及び町村にあつては八十万円とする。以下同じ。）を超える地方公共団体

イ 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第七条の規定により決定された事業費で、その年に発生した法第三条第一項の規定の適用に係る激甚災害のため当該地方公共団体が施行する事業に係るもの又は国が施行し、当該地方公共団体がその費用の一部を負担する事業に係るもの

ロ 公立学校施設災害復旧費国庫負担法第三条の規定により国が負担する事業費で、その年に発生した法第三条第一項の規定の適用に係る激甚災害のため当該地方公共団体が施行する事業に係るもの

ハ 暫定措置法第三条の規定により国が補助する事業費で、その年に発生した法第五条の規定の適用に係る激甚災害のため当該地方公共団体の区域内で施行される事業に係るもの

二 法第二十四条第一項の規定を公共土木施設小災害復旧事業の事業費に充てるため発行について同意又は許可を得た特定地方公共団体の地方債（発行について地方財政法第五条の三第六項の規定による届出がされた特定地方公共団体の地方債のうち同条第一項の規定による協議を受けたならば同意をすることとなると認められるものを含む。以下

2

(略)

2

この項において同じ。)に適用する場合にあつては、その年に発生した法第三条第一項の規定の適用に係る激甚災害に関し発行について同意又は許可を得た特定地方公共団体の地方債の額が限度額を超える地方公共団体(前号に該当する地方公共団体を除く。)

三 法第二十四条第一項の規定を公立学校施設小災害復旧事業の事業費に充てるため発行について同意又は許可を得た特定地方公共団体の地方債に適用する場合にあつては、その年に発生した法第三条第一項の規定の適用に係る激甚災害に関し発行について同意又は許可を得た特定地方公共団体の地方債の額が限度額を超える地方公共団体(前二号に該当する地方公共団体を除く。)

前項の地域は、総務大臣が告示する。

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">（教科用図書の受領及び給付）</p> <p>第一条 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（以下「法」という。）第四条の規定による契約に係る教科用図書の受領及び法第三条の規定による教科用図書の無償給付に関する事務は、公立の義務教育諸学校（法第二条第一項に規定する義務教育諸学校をいう。以下同じ。）の児童及び生徒に係る教科用図書については当該義務教育諸学校を所管する教育委員会、私立の義務教育諸学校の児童及び生徒に係る教科用図書については当該義務教育諸学校を設置する学校法人の理事長、国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二十三条の規定により国立大学に附属して設置される義務教育諸学校の児童及び生徒に係る教科用図書については当該国立大学の学長、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第七十七条の二第一項の規定により公立大学法人（同法第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。以下この項において同じ。）が設置する大学に附属して設置される義務教育諸学校の児童及び生徒に係る教科用図書については当該公立大学法人の理事長（以下「実施機関」という。）が行うものとする。</p> <p>2 （略）</p>	<p style="text-align: center;">（教科用図書の受領及び給付）</p> <p>第一条 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（以下「法」という。）第四条の規定による契約に係る教科用図書の受領及び法第三条の規定による教科用図書の無償給付に関する事務は、公立の義務教育諸学校（法第二条第一項に規定する義務教育諸学校をいう。以下同じ。）の児童及び生徒に係る教科用図書については当該義務教育諸学校を所管する教育委員会、私立の義務教育諸学校の児童及び生徒に係る教科用図書については当該義務教育諸学校を設置する学校法人の理事長、国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二十三条の規定により国立大学に附属して設置される義務教育諸学校の児童及び生徒に係る教科用図書については当該国立大学の学長</p> <p style="text-align: right;">（以</p> <p>2 実施機関は、前項の規定により教科用図書の発行者（以下「発行者」という。）から教科用図書を受領したときは、義務教育諸学校の設置者に対し、直ちにこれを給付するものとする。</p>

改正案	現行
<p>（給付金の支払の請求及びその支払）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 センターは、前項の規定により支払額を決定したときは、速やかに、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める者を通じて、当該各号に定める児童生徒等の保護者又は当該児童生徒等のうち生徒若しくは学生が成年に達している場合にあつては当該生徒若しくは学生に対し、給付金の支払を行うものとする。</p>	<p>（給付金の支払の請求及びその支払）</p> <p>第四条 災害共済給付の給付金の支払の請求は、災害共済給付契約に係る学校の設置者が行うものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、災害共済給付契約に係る児童生徒等の保護者（法第十五条第一項第七号に規定する保護者をいう。以下同じ。）又は当該児童生徒等のうち生徒若しくは学生が成年に達している場合にあつては当該生徒若しくは学生は、自ら前項の請求をすることができる。</p> <p>この場合において、当該請求は、当該災害共済給付契約に係る学校の設置者を経由して行うものとする。</p> <p>3 同一の負傷又は疾病に係る医療費の支給についての支払の請求は、一月ごとに行うものとする。</p> <p>4 センターは、第一項又は第二項の規定による給付金の支払の請求があつたときは、当該請求の内容が適正であるかどうかを審査して、前条に規定するところにより、その支払額を決定するものとする。</p> <p>5 センターは、前項の規定により支払額を決定したときは、速やかに、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める者を通じて、当該各号に定める児童生徒等の保護者又は当該児童生徒等のうち生徒若しくは学生が成年に達している場合にあつては当該生徒若しくは学生に対し、給付金の支払を行うものとする。</p>

一 学校教育法第二条第二項に規定する国立学校及び国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人（第十九条第二項において単に「国立大学法人」という。）が設置する幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）並びに地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人（第十九条第二項において単に「公立大学法人」という。）が設置する学校の児童生徒等の災害に係る給付金の支払 当該学校の校長

二・三 （略）

（学校の設置者が地方公共団体等である場合の事務処理）

第十九条 （略）

2 学校の設置者が国立大学法人、独立行政法人国立高等専門学校機構又は公立大学法人である場合における第二条第一項並びに第四条第一項及

一 学校教育法第二条第二項に規定する国立学校及び国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人（第十九条第二項において単に「国立大学法人」という。）が設置する幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）

の児童生徒等の災害に係る給付金の支払 当該学校の校長

二 公立の学校の児童生徒等の災害に係る給付金の支払 当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会（幼保連携型認定こども園にあっては、当該地方公共団体の長）

三 私立の学校の児童生徒等の災害に係る給付金の支払 当該学校を設置する学校法人の理事長（学校法人以外の者が設置する学校にあっては、当該学校の設置者が団体であるものについては当該団体の代表者、当該学校の設置者が団体でないものについては当該設置者）

（学校の設置者が地方公共団体又は国である場合の事務処理）

第十九条 学校の設置者が地方公共団体である場合におけるこの政令に基づいて学校の設置者が処理すべき事務は、当該地方公共団体の教育委員会（幼保連携型認定こども園にあっては、当該地方公共団体の長）が処理するものとする。

2 学校の設置者が国立大学法人又は独立行政法人国立高等専門学校機構である場合における第二条第一項並びに第四条第一項及

び第二項の規定に基づいて学校の設置者が処理すべき事務は、当該学校の校長が処理するものとする。

び第二項の規定に基づいて学校の設置者が処理すべき事務は、当該学校の校長が処理するものとする。

○ 障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律施行令（平成二十年政令第二百八十一号）（抄）（第九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p style="text-align: center;">（教科用特定図書等の受領及び給付）</p> <p>第一条 障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律（以下「法」という。）第十一条の規定による契約に係る教科用特定図書等の受領及び法第十条の規定による教科用特定図書等の無償給付に関する事務は、公立の小中学校（法第九条第一項に規定する小中学校をいう。以下同じ。）の児童及び生徒に係る教科用特定図書等については当該小中学校を所管する教育委員会、私立の小中学校の児童及び生徒に係る教科用特定図書等については当該小中学校を設置する学校法人の理事長、国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二十三条の規定により国立大学に附属して設置される小中学校の児童及び生徒に係る教科用特定図書等については当該国立大学の学長、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第七十七条の二第一項の規定により公立大学法人（同法第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。以下この項において同じ。）が設置する大学に附属して設置される小中学校の児童及び生徒に係る教科用特定図書等については当該公立大学法人の理事長（以下「実施機関」という。）が行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">2 （略）</p>	<p style="text-align: center;">（教科用特定図書等の受領及び給付）</p> <p>第一条 障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律（以下「法」という。）第十一条の規定による契約に係る教科用特定図書等の受領及び法第十条の規定による教科用特定図書等の無償給付に関する事務は、公立の小中学校（法第九条第一項に規定する小中学校をいう。以下同じ。）の児童及び生徒に係る教科用特定図書等については当該小中学校を所管する教育委員会、私立の小中学校の児童及び生徒に係る教科用特定図書等については当該小中学校を設置する学校法人の理事長、国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二十三条の規定により国立大学に附属して設置される小中学校の児童及び生徒に係る教科用特定図書等については当該国立大学の学長</p> <p style="text-align: center;">2 実施機関は、前項の規定により教科用特定図書等の発行をする者（以下「教科用特定図書等発行者」という。）から教科用特定図書等を受領したときは、小中学校の設置者に対し、直ちにこれを給付するものとする。</p> <p style="text-align: center;">（以下「実施機関」という。）が行うものとする。</p>



19.

改正案

別表第四（第四条関係）

一 学 校教 育行 政に 必要 な学 校に 関す る基 本的 事項 を明 らかに す	計 基幹統 事務の 区分	一 報告義務者 （公立の学校 （地方独立行 政法人法（平 成十五年法律 第一百十八号） 第六十八条第 一項に規定す る公立大学法 人が設置する ものを含む。 ）又は私立の 学校が廃止さ れたときの調	都道府県知事が 行う事務	都道府県 の教育委 員会が行 う事務	市町村長が行う 事務	市町村の 教育委員 会が行う 事務
			都道府県知事が 行う事務	都道府県 の教育委 員会が行 う事務	市町村長が行う 事務	市町村の 教育委員 会が行う 事務
			都道府県知事が 行う事務	都道府県 の教育委 員会が行 う事務	市町村長が行う 事務	市町村の 教育委員 会が行う 事務
			都道府県知事が 行う事務	都道府県 の教育委 員会が行 う事務	市町村長が行う 事務	市町村の 教育委員 会が行う 事務

現行

別表第四（第四条関係）

一 学 校教 育行 政に 必要 な学 校に 関す る基 本的 事項 を明 らかに す	計 基幹統 事務の 区分	一 報告義務者 （公立及び 私立の 学校 が廃止 された ときの 調	都道府県知事が 行う事務	都道府県 の教育委 員会が行 う事務	市町村長が行う 事務	市町村の 教育委員 会が行う 事務
			都道府県知事が 行う事務	都道府県 の教育委 員会が行 う事務	市町村長が行う 事務	市町村の 教育委員 会が行う 事務
			都道府県知事が 行う事務	都道府県 の教育委 員会が行 う事務	市町村長が行う 事務	市町村の 教育委員 会が行う 事務
			都道府県知事が 行う事務	都道府県 の教育委 員会が行 う事務	市町村長が行う 事務	市町村の 教育委員 会が行う 事務

るこ とを 目的 とす	計 幹統 る基
(略)	(略)
査に係るもの に限る。)の 指定に関する 事務	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)

るこ とを 目的 とす	計 幹統 る基
査に係るもの に限る。)の 指定に関する 事務	調査票の配布、取集、審査等に関する事務
二 調査票(都道府県知事が調査すべき学校として文部科学省令で定めらるもの調査に係るものに限るものとし、第七号に規定するものを除く。)の配布に関する事務	二 調査票(都道府県知事が調査すべき学校として文部科学省令で定めらるもの調査に係るものとし、第七号に規定するものを除く。)の配布に関する事務
一 調査票(都道府県知事が調査すべき学校として文部科学省令で定めらるもの調査に係るものとし、第七号に規定するものを除く。)の配布に関する事務	一 調査票(都道府県知事が調査すべき学校として文部科学省令で定めらるもの調査に係るものとし、第七号に規定するものを除く。)の配布に関する事務
一 調査票(市町村長が調査すべき学校として文部科学省令で定めらるもの調査に係るものとし、第七号に規定するものを除く。)の配布に関する事務	一 調査票(市町村長が調査すべき学校として文部科学省令で定めらるもの調査に係るものとし、第七号に規定するものを除く。)の配布に関する事務
二 調査票(市町村長が調査すべき学校として文部科学省令で定めらるもの調査に係るものとし、第七号に規定するものを除く。)の配布に関する事務	二 調査票(市町村長が調査すべき学校として文部科学省令で定めらるもの調査に係るものとし、第七号に規定するものを除く。)の配布に関する事務
三 前号に規定する調査票の作成に関する事務	三 前号に規定する調査票の作成に関する事務
四 前号及びこの項第四欄第二都道府県知事が調査すべき学校として文部科学省令で定めらるもの調査に係るものとし、第七号に規定するものを除く。)の配布に関する事務	四 前号及びこの項第四欄第二都道府県知事が調査すべき学校として文部科学省令で定めらるもの調査に係るものとし、第七号に規定するものを除く。)の配布に関する事務

<p>二号に規定する調査票並びにこの項第五欄第五号に規定する調査票（この項第五欄第三号に規定するものを除く。）の審査並びにこの項第五欄第三号に規定する調査票の二次的な審査に関する事務</p>	<p>府県知事に対する調査票の審査に関する事務</p>	<p>に対する前号に規定する調査票（学</p>
<p>五 法第十五条第一項の規定による立入検査等（学校の調査に係るものに限る。）の実施に関する事務</p>	<p>府県知事に対する調査票の審査に関する事務</p>	<p>に対する前号に規定する調査票（学</p>
<p>五 法第十五条第一項の規定による立入検査等（学校の調査に係るものに限る。）の実施に関する事務</p>	<p>府県知事に対する調査票の審査に関する事務</p>	<p>に対する前号に規定する調査票（学</p>
<p>五 法第十五条第一項の規定による立入検査等（学校の調査に係るものに限る。）の実施に関する事務</p>	<p>府県知事に対する調査票の審査に関する事務</p>	<p>に対する前号に規定する調査票（学</p>

び市町村長に 対する調査票 の用紙その他 調査のために 必要な物品の 送付に関する 事務	科学大 臣に対 する第 一号に 規定す る調査 票（第 二号に 規定す るもの を除く 。）の 提出に 関する 事務	用紙その他調 査のために必 要な物品の送 付に関する事 務	臣に対 する第 一号に 規定す る調査 票（第 二号に 規定す るもの を除く 。）の 提出に 関する 事務
十 都道府県の 区域における 調査の広報に 関する事務	。の 提出に 関する 事務	九 都道府県知 事に対する調 査に関する事 務	。の 提出に 関する 事務
十一 市町村長 の行う調査に 関する事務の 実施状況の把 握に関する事 務	五 前各 号に掲 げる事 務に関 する書 類の作 成及び 保管そ の他前	十 文部科学大 臣に対する第 四号に規定す る調査票（学 校が廃止され たときの調査 に係るものを 保管そ	五 前各 号に掲 げる事 務に関 する書 類の作 成及び 保管そ の他前
十二 文部科学 大臣に対する 調査に関する 事務の実施状 況その他必要 な事項の報告	十二 文部科学 大臣に対する 調査に関する 事務の実施状 況その他必要 な事項の報告	十二 文部科学 大臣に対する 調査に関する 事務の実施状 況その他必要 な事項の報告	十二 文部科学 大臣に対する 調査に関する 事務の実施状 況その他必要 な事項の報告

二 略	
(略)	

二 略			
(略)			
(略)	<p>十三 文部科学大臣に対する第四号及び第七号に規定する調査票その他関係書類の提出並びに都道府県の教育委員会に対する関係書類の送付に関する事務</p> <p>十四 前各号に掲げる事務に関する書類の作成及び保管その他前各号に掲げる事務に附帯する事務</p>	<p>の他前各号に掲げる事務に</p> <p>十一 都道府県知事に対する関係書類の送付に関する事務</p> <p>十二 前各号に掲げる事務に関する書類の作成及び保管その他前各号に掲げる事務に附帯する事務</p>	<p>除く。)の提出に関する事務</p> <p>各号に掲げる事務に</p>
(略)			
(略)			
(略)			

改正案	現行
<p style="text-align: center;">（支給限度額）</p> <p>第三条 法第五条第一項の政令で定める額は、次の各号に掲げる支給対象高等学校等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 地方公共団体（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人を含む。次号及び第六号において同じ。）の設置する高等学校及び中等教育学校の後期課程の定時の課程（第五号に掲げるものを除く。） 二千七百円</p> <p>四～六 （略）</p>	<p style="text-align: center;">（支給限度額）</p> <p>第三条 法第五条第一項の政令で定める額は、次の各号に掲げる支給対象高等学校等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一 高等学校等（次号から第六号までに掲げるものを除く。） 九千九百円</p> <p>二 国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人（第六号及び次条第一項第一号において単に「国立大学法人」という。）の設置する高等学校及び中等教育学校の後期課程（第五号に掲げるものを除く。） 九千六百元</p> <p>三 地方公共団体</p> <p>の設置する高等学校及び中等教育学校の後期課程の定時の課程（第五号に掲げるものを除く。） 二千七百円</p> <p>四 地方公共団体の設置する高等学校及び中等教育学校の後期課程の通制の課程（次号に掲げるものを除く。） 五百二十円</p> <p>五 高等学校及び中等教育学校の後期課程並びに専修学校（高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものに限る。次条第一項第三号において同じ。）で生徒が履修する科目の単位数に応じて授業料の額を定めるもの 受給権者（法第五条第一項に規定</p>

(支給限度額の加算)

第四条 第五条第二項の政令で定める高等学校等は、次に掲げる高等学校等とする。

- 一 国（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三三号）第二条第一項に規定する独立行政法人及び国立大学法人を含む。）及び地方公共団体（地方独立行政法人法 第二条第一項に規定する地方独立行政法人を含む。）以外の者の設置する高等学校等

二・三 (略)

2 (略)

する受給権者をいう。次条第二項及び第五条において同じ。）が当該学校に在学中の各月に支給される就学支援金の額の総額が三十五万六千四百円を超えない範囲内において、当該各月に履修する科目の単位数に応じて文部科学省令で定めるところにより算定した額

六 国立大学法人及び地方公共団体の設置する特別支援学校の高等部 四百円

(支給限度額の加算)

第四条 第五条第二項の政令で定める高等学校等は、次に掲げる高等学校等とする。

- 一 国（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三三号）第二条第一項に規定する独立行政法人及び国立大学法人を含む。）及び地方公共団体（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人を含む。）以外の者の設置する高等学校等

二 独立行政法人国立高等専門学校機構又は地方公共団体の設置する高等専門学校（第一学年から第三学年までに限る。）

三 地方公共団体の設置する専修学校

2 第五条第二項の政令で定める受給権者は、次の各号に掲げる者とし、同項の規定により読み替えて適用する同条第一項の政令で定める額に政令で定める額を加えた額は、当該各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 保護者等の市町村民税所得割の額が十五万四千五百円未満である受

給権者（保護者等（保護者等が二人以上いるときは、その全員。第三号において同じ。）が当該市町村民税の賦課期日において地方税法の施行地に住所を有する者である受給権者（次号及び第三号において「保護者等国内居住受給権者」という。）に限り、次号及び第三号に掲げる者を除く。） 当該受給権者の支給対象高等学校等についての前条各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額に当該額の二分の一に相当する額を加えた額

二 保護者等の市町村民税所得割の額が五万千三百円未満である受給権者（保護者等国内居住受給権者に限り、次号に掲げる者を除く。） 当該受給権者の支給対象高等学校等についての前条各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額に当該額を加えた額

三 保護者等が市町村民税所得割を課されない者である受給権者（保護者等国内居住受給権者に限る。） 当該受給権者の支給対象高等学校等についての前条各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額に当該額の二分の三に相当する額を加えた額

○ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令（平成二十六年政令第二百三三号）（抄）（第十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（幼保連携型認定こども園廃止後の書類の保存）</p> <p>第八条 幼保連携型認定こども園（国が設置するものを除く。）が廃止されたときは、地方公共団体が設置する幼保連携型認定こども園については当該幼保連携型認定こども園を設置していた地方公共団体の長が、公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。以下この条において同じ。）が設置する幼保連携型認定こども園については当該幼保連携型認定こども園を設置していた公立大学法人の設立団体（同法第六条第三項に規定する設立団体をいう。）の長が、地方公共団体及び公立大学法人以外の者が設置する幼保連携型認定こども園については都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条において「指定都市等」という。）の区域内に所在する幼保連携型認定こども園については、当該指定都市等の長）が、法第三十六条第二項に規定する主務省令で定めるところにより、それぞれ当該幼保連携型認定こども園に在籍し、又はこれを卒園した者の学習及び健康の状況を記録した書類を保存しなければならない。</p>	<p>（幼保連携型認定こども園廃止後の書類の保存）</p> <p>第八条 幼保連携型認定こども園（国が設置するものを除く。）が廃止されたときは、地方公共団体が設置する幼保連携型認定こども園については当該幼保連携型認定こども園を設置していた地方公共団体の長が、地方公共団体以外</p> <p>の者が設置する幼保連携型認定こども園については都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条において「指定都市等」という。）の区域内に所在する幼保連携型認定こども園については、当該指定都市等の長）が、法第三十六条第二項に規定する主務省令で定めるところにより、それぞれ当該幼保連携型認定こども園に在籍し、又はこれを卒園した者の学習及び健康の状況を記録した書類を保存しなければならない。</p>

改正案	現行
<p>（特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除）</p> <p>第二十二條の七（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第三十四條第二項第四号に規定する政令で定める地方独立行政法人は、地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）第五條第三号に掲げる博物館又は植物園のうち博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二十九條の規定により博物館に相当する施設として指定されたものに係る地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二十一條第五号に掲げる業務を主たる目的とするものとする。</p> <p>（公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税）</p> <p>第二十五條の十七（略）</p> <p>2、4（略）</p> <p>5 法第四十條第一項後段に規定する政令で定める要件は、次に掲げる要件（同項後段の贈与又は遺贈が法人税法別表第一に掲げる独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、地方独立行政法人（地方独立行政法人法第二十一條第一号に掲げる業務、同条第三号チに掲げる事業に係る同号に掲げる業務、同条第四号に掲げる業務若しくは地方独立行</p>	<p>（特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除）</p> <p>第二十二條の七（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第三十四條第二項第四号に規定する政令で定める地方独立行政法人は、地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）第四條第三号に掲げる博物館又は植物園のうち博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二十九條の規定により博物館に相当する施設として指定されたものに係る地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二十一條第五号に掲げる業務を主たる目的とするものとする。</p> <p>（公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税）</p> <p>第二十五條の十七（略）</p> <p>2、4（略）</p> <p>5 法第四十條第一項後段に規定する政令で定める要件は、次に掲げる要件（同項後段の贈与又は遺贈が法人税法別表第一に掲げる独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、地方独立行政法人（地方独立行政法人法第二十一條第一号に掲げる業務、同条第三号チに掲げる事業に係る同号に掲げる業務、同条第四号に掲げる業務若しくは地方独立行</p>

政法人法施行令第五条第一号に掲げる介護老人保健施設若しくは同条第三号に掲げる博物館、美術館、植物園、動物園若しくは水族館に係る同法第二十一条第五号に掲げる業務を主たる目的とするもの又は同法第六十八条第一項に規定する公立大学法人に限る。）及び日本司法支援センターに対するものである場合には、第二号に掲げる要件）とする。

一～三 (略)

6～32 (略)

(国等に対して重要文化財等を譲渡した場合の譲渡所得の課税の特例)

第二十五条の十七の二 法第四十条の二第一項に規定する政令で定めるものは、地方独立行政法人法施行令第五条第三号に掲げる博物館、美術館、植物園、動物園又は水族館のうち博物館法第二十九条の規定により博物館に相当する施設として指定されたものに係る地方独立行政法人法第二十一条第五号に掲げる業務を主たる目的とする地方独立行政法人とする。

(特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除)

第三十九条の四 (略)

2・3 (略)

4 法第六十五条の三第一項第四号に規定する政令で定める地方独立行政法人は、地方独立行政法人法施行令第五条第三号に掲げる博物館又は植物園のうち博物館法第二十九条の規定により博物館に相当する施設とし

政法人法施行令第四条第一号に掲げる介護老人保健施設若しくは同条第三号に掲げる博物館、美術館、植物園、動物園若しくは水族館に係る同法第二十一条第五号に掲げる業務を主たる目的とするもの又は同法第六十八条第一項に規定する公立大学法人に限る。）及び日本司法支援センターに対するものである場合には、第二号に掲げる要件）とする。

一～三 (略)

6～32 (略)

(国等に対して重要文化財等を譲渡した場合の譲渡所得の課税の特例)

第二十五条の十七の二 法第四十条の二第一項に規定する政令で定めるものは、地方独立行政法人法施行令第四条第三号に掲げる博物館、美術館、植物園、動物園又は水族館のうち博物館法第二十九条の規定により博物館に相当する施設として指定されたものに係る地方独立行政法人法第二十一条第五号に掲げる業務を主たる目的とする地方独立行政法人とする。

(特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除)

第三十九条の四 (略)

2・3 (略)

4 法第六十五条の三第一項第四号に規定する政令で定める地方独立行政法人は、地方独立行政法人法施行令第四条第三号に掲げる博物館又は植物園のうち博物館法第二十九条の規定により博物館に相当する施設とし

て指定されたものに係る地方独立行政法人法第二十一条第五号に掲げる業務を主たる目的とするものとする。

5 (略)

(科学又は教育の振興に寄与するところが著しい公益法人等の範囲)

第四十条の三 法第七十条第一項に規定する政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。

一・一の二 (略)

一の三 地方独立行政法人で地方独立行政法人法第二十一条第一号又は第三号から第五号までに掲げる業務(同条第三号に掲げる業務にあつては同号チに掲げる事業の経営に、同条第五号に掲げる業務にあつては地方独立行政法人法施行令第五条第一号又は第三号に掲げる施設の設置及び管理に、それぞれ限るものとする。)を主たる目的とするもの

一の四～六 (略)

て指定されたものに係る地方独立行政法人法第二十一条第五号に掲げる業務を主たる目的とするものとする。

5 (略)

(科学又は教育の振興に寄与するところが著しい公益法人等の範囲)

第四十条の三 法第七十条第一項に規定する政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。

一・一の二 (略)

一の三 地方独立行政法人で地方独立行政法人法第二十一条第一号又は第三号から第五号までに掲げる業務(同条第三号に掲げる業務にあつては同号チに掲げる事業の経営に、同条第五号に掲げる業務にあつては地方独立行政法人法施行令第四条第一号又は第三号に掲げる施設の設置及び管理に、それぞれ限るものとする。)を主たる目的とするもの

一の四～六 (略)

改正案	現行
<p>（公益の増進に著しく寄与する法人の範囲）</p> <p>第二百七十七条 法第七十八条第二項第三号（公益の増進に著しく寄与する法人に対する寄附金）に規定する政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>一の二 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項（定義）に規定する地方独立行政法人で同法第二十一条第一号又は第三号から第五号まで（業務の範囲）に掲げる業務（同条第三号に掲げる業務にあつては同号チに掲げる事業の経営に、同条第五号に掲げる業務にあつては地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）<u>第五条第一号</u>又は第三号（公共的な施設の範囲）に掲げる施設の設置及び管理に、それぞれ限るものとする。）を主たる目的とするもの</p> <p>二 六 （略）</p>	<p>（公益の増進に著しく寄与する法人の範囲）</p> <p>第二百七十七条 法第七十八条第二項第三号（公益の増進に著しく寄与する法人に対する寄附金）に規定する政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>一の二 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項（定義）に規定する地方独立行政法人で同法第二十一条第一号又は第三号から第五号まで（業務の範囲）に掲げる業務（同条第三号に掲げる業務にあつては同号チに掲げる事業の経営に、同条第五号に掲げる業務にあつては地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）<u>第四条第一号</u>又は第三号（公共的な施設の範囲）に掲げる施設の設置及び管理に、それぞれ限るものとする。）を主たる目的とするもの</p> <p>二 六 （略）</p>

改正案	現行
<p>（公益の増進に著しく寄与する法人の範囲）</p> <p>第七十七条 法第三十七条第四項（公益の増進に著しく寄与する法人に対する寄附金）に規定する政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>一の二 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項（定義）に規定する地方独立行政法人で同法第二十一条第一号又は第三号から第五号まで（業務の範囲）に掲げる業務（同条第三号に掲げる業務にあつては同号チに掲げる事業の経営に、同条第五号に掲げる業務にあつては地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）<u>第五条第一号</u>又は第三号（公共的な施設の範囲）に掲げる施設の設置及び管理に、それぞれ限るものとする。）を主たる目的とするもの</p> <p>二〇六 （略）</p>	<p>（公益の増進に著しく寄与する法人の範囲）</p> <p>第七十七条 法第三十七条第四項（公益の増進に著しく寄与する法人に対する寄附金）に規定する政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>一の二 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項（定義）に規定する地方独立行政法人で同法第二十一条第一号又は第三号から第五号まで（業務の範囲）に掲げる業務（同条第三号に掲げる業務にあつては同号チに掲げる事業の経営に、同条第五号に掲げる業務にあつては地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）<u>第四条第一号</u>又は第三号（公共的な施設の範囲）に掲げる施設の設置及び管理に、それぞれ限るものとする。）を主たる目的とするもの</p> <p>二〇六 （略）</p>

改正案

現行

（学校教育法の特例に係る学校教育法施行令等の読替え）
第二条 法第十二条第二項に規定する学校設置会社に関する次の表の第一欄に掲げる政令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

（学校教育法の特例に係る学校教育法施行令等の読替え）
第二条 法第十二条第二項に規定する学校設置会社に関する次の表の第一欄に掲げる政令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和三十九年政令第十四号）	（略）	（略）	（略）
第一条第一項	（略）	（略）	（略）
長 学校法人の理事長	（略）	（略）	（略）
学校法人の理事長又は学校設置会社（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社をいう。）	（略）	（略）	（略）

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和三十九年政令第十四号）	（略）	（略）	（略）
第一条第一項	（略）	（略）	（略）
長 理事	（略）	（略）	（略）
理事長又は学校設置会社（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社をいう。）	（略）	（略）	（略）

障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律施行令（平成二十年政令第二百八十一号）	第一条第一項	学校法人の理事長	学校法人の理事長又は学校設置会社（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社をいう。）の代表取締役若しくは代表執行役
---	--------	----------	---

第三条 法第十三条第二項に規定する学校設置非営利法人に関する次の表の第一欄に掲げる政令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----	-----

障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律施行令（平成二十年政令第二百八十一号）	第一条第一項	長 理事	理事長又は学校設置会社（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社をいう。）の代表取締役若しくは代表執行役
---	--------	---------	--

第三条 法第十三条第二項に規定する学校設置非営利法人に関する次の表の第一欄に掲げる政令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----	-----

障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律施行令		義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令	(略)
	第一条第一項		(略)
	長 学校法人の理事長	長 学校法人の理事長	(略)
学校設置非営利法人をいう。)の代人をいう。)の代人をいう。)の代人をいう。)	学校法人の理事長又は学校設置非営利法人(構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)第十三条第二項に規定する学校設置非営利法人をいう。)の代表権を有する理事長	学校法人の理事長又は学校設置非営利法人(構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)第十三条第二項に規定する学校設置非営利法人をいう。)の代表権を有する理事長	(略)

障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律施行令		義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令	(略)
	第一条第一項		(略)
	長 理事長	長 理事長	(略)
学校設置非営利法人をいう。)の代人をいう。)の代人をいう。)の代人をいう。)	学校法人の理事長又は学校設置非営利法人(構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)第十三条第二項に規定する学校設置非営利法人をいう。)の代表権を有する理事長	学校法人の理事長又は学校設置非営利法人(構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)第十三条第二項に規定する学校設置非営利法人をいう。)の代表権を有する理事長	(略)

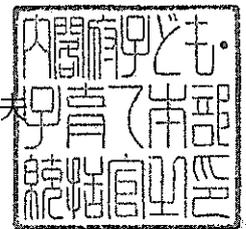
	表権を有する理事
	表権を有する理事

府子本第 399 号
総財務第 99 号
28 文科高第 275 号
雇児発 0610 第 2 号
平成 28 年 6 月 10 日

各都道府県知事
各指定都市長
各都道府県教育委員会 殿
各指定都市教育委員会
各公立大学長

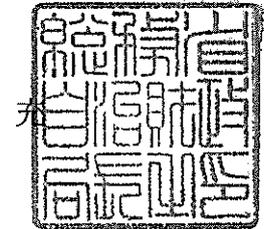
内閣府子ども・子育て本部統括官

武川 光夫



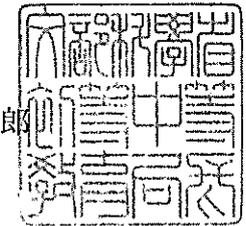
総務省自治財政局長

安田 邦



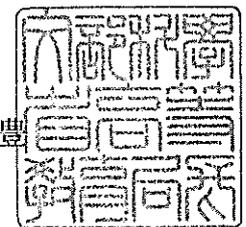
文部科学省初等中等教育局長

小松 親次郎



文部科学省高等教育局長

常盤 豊



厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

香取 照幸



地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための
関係法律の整備に関する法律による公立大学法人制度関係法律
の改正について（通知）

このたび、第190回国会において「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成28年法律第47号）」（以下「第6次一括法」という。）が成立し、平成28年5月20日に公布されました。

これは、平成27年12月22日に閣議決定された「平成27年の地方からの提案等に関する対応方針」を踏まえ、地方公共団体への事務・権限の移譲等、所要の措置を講ずるものです。

第6次一括法により、公立大学法人制度関係では、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）等が改正されました（別添）。

第6次一括法による公立大学法人制度関係法律の改正及び留意事項は、下記のとおりですので、十分に御了知の上、事務処理上遺漏のないよう願います。

各都道府県知事におかれては、域内の市区町村（指定都市を除く。）に対して、都道府県教育委員会におかれては、域内の市区町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）に対して、本法令の周知を図るとともに、適切な事務処理が図られるよう配慮願います。

なお、第6次一括法の施行に伴う関係政令、府省令等の改正については、追ってこれを行い、別途通知する予定です。

記

第一 改正の概要

今回の改正は、公立大学法人による大学又は大学及び高等専門学校における技術に関する研究の成果の活用を促進する事業であって政令で定めるものを実施する者に対する出資、大学附属の学校（大学と同一の設置者であるものをいう。以下同じ。）の設置、公立大学法人を設立する地方公共団体（以下「設立団体」という。）以外の者からの長期借入金等を可能とすることを主な内容とするものです。

1 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正（第6次一括法第2条関係）

（1）幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等（第3条関係）

幼稚園を設置する公立大学法人が、その設置する施設について、都道府県知事から幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定を受けるに当たっては、国及び市町村が設置する施設と同様に、当該都道府県の条例で定める要件等に関する適合審査は不要としたこと。

(2) 幼保連携型認定こども園の設置等

① 幼保連携型認定こども園の設置者（第12条関係）

公立大学法人は、幼保連携型認定こども園を設置することができることとしたこと。

なお、その取扱いについては以下②～⑥の通り、都道府県が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人については都道府県と、指定都市又は中核市（以下「指定都市等」という。）が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人については指定都市等と、市町村（指定都市等を除く。）が単独で又は他の市町村（指定都市等を除く。）と共同して設立する公立大学法人については市町村（指定都市等を除く。）と同様としたこと。

② 設備及び運営の基準（第13条関係）

指定都市等の区域内に所在する、都道府県が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人が設置する幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準は、都道府県が条例で定める基準としたこと。

③ 設置等の届出（第16条関係）

市町村（指定都市等を除く。）が単独で又は他の市町村（指定都市等を除く。）と共同して設立する公立大学法人は、幼保連携型認定こども園を設置しようとするとき等は、あらかじめ都道府県知事に届け出なければならないこととしたこと。

④ 都道府県知事への情報の提供（第18条関係）

指定都市等の長は、当該指定都市等が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人が幼保連携型認定こども園を設置したときは、速やかに、施設の名称及び所在地等を記載した書類を都道府県知事に提出しなければならないこととしたこと。

⑤ 報告の徴収等（第19条関係）

都道府県知事は、必要があると認めるときは、指定都市等の区域内に所在する、都道府県が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人が設置する幼保連携型認定こども園に対する報告の徴収等を行うことができることとしたこと。

⑥ 幼保連携型認定こども園の園長を定めた場合の届出（第26条関係）

公立大学法人が設置する幼保連携型認定こども園については、園長を定めた場合における都道府県知事等への届出を不要としたこと。

2 地方独立行政法人法の一部改正（第6次一括法第4条関係）

(1) 業務の範囲（第21条、第77条の3、第79条の2関係）

地方独立行政法人の業務に、大学又は大学及び高等専門学校における技術に関する研究の成果の活用を促進する事業であって政令で定めるものを実施する者に対し出資を行うことを加えたこと。

また、公立大学法人は、その業務のうち出資に関するものを行おうとするときは、設立団体の長の認可を受けなければならないこと等としたこと。

(2) 大学附属の学校（第73条、第77条の2関係）

公立大学法人が設置する大学に、当該大学の教育研究上の目的を達成するため、定款で定めるところにより、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼保連携型認定こども園又は専修学校を附属させて設置することができることとしたこと。

また、設立団体の長は、公立大学法人が設置する学校に係る事務を行うに当たり、必要と認めるときは、当該設立団体の教育委員会に対し、当該学校における学校教育に関する専門的事項について助言又は援助を求めることができることとしたこと。

加えて、公立大学法人が設置する大学のうち、学長を別に任命するものにおいては、理事長が当該大学に附属して設置される学校の校長又は園長及び教員を任命し、免職し、又は降任するときは、学長の申出に基づき行うものとしたこと。

(3) 長期借入金及び債券発行の特例等（第79条の3、第79条の4関係）

公立大学法人は、政令で定める土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な費用に充てるため、設立団体の長の認可を受けて、設立団体以外の者から長期借入金をし、又は当該公立大学法人の名称を冠する債券を発行することができることとしたこと。

また、設立団体以外の者から長期借入金をし、又は債券を発行する公立大学法人は、毎事業年度、設立団体以外の者からの長期借入金及び債券の償還計画を立てて、設立団体の長の認可を受けなければならないこととしたこと。

3 学校教育法の一部改正（第6次一括法第5条関係）

(1) 設置廃止等の認可等（第4条、第4条の2、第130条及び第131条関係）

① 高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（第4条関係）

市（指定都市を除く。）町村が単独で又は他の市（指定都市を除く）町村と共同して設立する公立大学法人は、その設置する高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の設置廃止等を行おうとするときは、都道府県の教育委員会の認可を受けなければならないこととしたこと。

また、指定都市が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人は、その設置する高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の設置廃止等を行おうとするときは、あらかじめ、都道府県の教育委員会に届け出なければならないこととしたこと。

② 幼稚園（第4条の2関係）

市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人は、その設置する幼稚園の設置廃止等を行おうとするときは、あらかじめ、都道府県の教育委員会に届け出なければならないこととしたこと。

③ 専修学校（第130条及び第131条関係）

市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人は、その設置する専修学校の設置廃止等を行おうとするときは、都道府県の教育委員会の認可を受けなければならないこととしたこと。

また、市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人は、その設置する専修学校の名称、位置又は学則の変更等を行おうとするときは、都道府県の教育委員会に届け出なければならないこととしたこと。

(2) 閉鎖命令、変更命令（第13条、第14条及び第133条関係）

市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人の設置する高等学校、中等教育学校及び特別支援学校のほか、その設置する幼稚園及び専修学校についても、法令の規定に故意に違反したとき等は、都道府県の教育委員会は、当該学校の閉鎖を命ずることができることとしたこと。

また、市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人の設置する学校（大学及び高等専門学校を除く。）及び専修学校が、設備、授業その他の事項について、法令の規定等に違反したときは、都道府県の教育委員会は、その変更を命ずることができることとしたこと。

(3) 高等学校の広域の通信制の課程（第54条関係）

市（指定都市を除く。）町村が単独で又は他の市（指定都市を除く。）町村と共同して設立する公立大学法人の設置する高等学校については、都道府県の教育委員会は、高等学校の通信制の課程のうち、当該高等学校の所在する都道府県の区域内に住所を有する者のほか、全国的に他の都道府県の区域内に住所を有する者を併せて生徒とするもの等（以下「広域の通信制の課程」という。）に係る設置廃止等の認可を行うときは、あらかじめ、文部科学大臣に届け出なければならないこととしたこと。

また、都道府県が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人若しくは指定都市が単独で又は他の指定都市若しくは市町村と共同して設立する公立大学法人の設置する高等学校の広域の通信制の課程について、設置廃止等を行うときも、同様とすることとしたこと。

(4) 公立大学法人による大学及び高等専門学校以外の学校の設置（附則第5条関係）

附則第5条を削除し、公立大学法人が、大学及び高等専門学校以外の学校も設置することができることとしたこと。

4 施行期日等

- (1) 第6次一括法における公立大学法人制度に関する規定は、附則第2条の規定を除き、平成29年4月1日から施行することとしたこと。（第6次一括法附則第1条関係）
- (2) 地方公共団体は、第6次一括法の施行日前においても、その議会の議決を経て、出資に関するものを規定した定款を定め、又は定款に出資に関するものを規定する変更を行い、総務大臣及び文部科学大臣又は都道府県知事の認可を受けることができることとしたこと。（第6次一括法附則第2条第1項関係）

また、公立大学法人が設置する大学附属の学校の設置のため必要な手続その他の行為は、第6次一括法の施行日前においても行うことができることとしたこと。（第6次一括法附則第2条第2項関係）
- (3) その他関係する法律について所要の規定の整備を行ったこと（第6次一括法附則第11条等関係）

第二 留意事項

- (1) 地方独立行政法人法第21条第2号の政令で定める事業は、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進等に関する法律（平成10年法律第52号）第4条第1項の承認を受けた者（同法第5条第1項の承認を受けた者を含む。）が実施する同法第2条第1項の特定大学技術移転事業を想定していること。
- (2) 平成27年4月施行の新たな地方教育行政の制度においては、大学は地方公共団体の長が、地方公共団体が設置する大学以外の学校は教育委員会が、それぞれ執行機関として引き続き所管するとともに、総合教育会議の開催等を通じて両者が一層連携して教育行政に当たることとされた。

これを踏まえ、教育委員会は、地方公共団体が設置する大学附属の学校に係る事務を、地方公共団体の長は、公立大学法人が設置する大学附属の学校に係る事務をそれぞれ適切に執行する必要があること。
- (3) 地方公共団体が設置する学校であって、従前から公立大学法人が設置する大学の「附属」の学校の名称を用いているものについては、地方独立行政法人法第77条の2第1項に規定する「大学附属の学校」ではないことを明示した上で、第6次一括法施行後も、引き続き、当該名称を用いることは差し支えないこと。
- (4) 公立大学法人が設置する大学附属の学校は、例えば、その性質に鑑み、実験的・先導的な学校教育の実施、教育実習の実施、大学・学部における教育などを通じ

て、地方独立行政法人法第 77 条の 2 第 1 項に規定する「大学の教育研究上の目的を達成するため」に設置されるものであること。

(5) 地方独立行政法人法第 77 条の 2 第 2 項に規定する「学校教育に関する専門的事項」とは、公立大学法人が設置する大学附属の学校の教育課程，学習指導，教科書その他の教材の取扱い，研修等に関する事務について，教育の専門的分野としてその処理に相当の専門的知識技能を必要とするものがあることを踏まえ，これらの事務分野に属する事項を指すものであること。

(6) 公立大学法人が設置する大学附属の学校には，国立大学法人が設置する学校と同様，市町村立学校職員給与負担法（昭和 23 年法律第 135 号），義務教育費国庫負担法（昭和 27 年法律第 303 号），義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和 33 年法律第 81 号），公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和 33 年法律第 116 号），公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和 36 年法律第 188 号），公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和 46 年法律第 77 号）等については，適用されないものであること。

(7) 公立大学法人が設置する大学附属の学校の設置のための定款変更等の準備行為は，公布の日から行えるものであること。なお，第 6 次一括法附則第 2 条第 2 項の「その他の行為」には，就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 3 条第 1 項の認定等の準備行為も含まれるものであること。

別添 1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（公立大学法人制度関係抜粋）（条文）

別添 2 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（公立大学法人制度関係抜粋）（新旧対照表）

本件連絡先

<認定こども園制度関係>

内閣府子ども・子育て本部

電 話 : 03-6257-3095

F A X : 03-3581-2808

e-mail : kodomokosodatel@cao.go.jp

<地方独立行政法人制度関係>

総務省財務調査課

電 話 : 03-5253-5647

F A X : 03-5253-5650

e-mail : koudaihou@soumu.go.jp

<公立大学法人制度関係>

文部科学省高等教育局大学振興課

電 話 : 03-6734-3338

F A X : 03-6734-3387

e-mail : daigakuc@mext.go.jp

<大学附属の学校に対する初等中等教育に関する
諸法令の適用関係>

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課

電 話 : 03-6734-4678

F A X : 03-6734-3731

e-mail : iinkai@mext.go.jp

(別添4)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律 新旧対照条文 (公立大学法人制度関係部分抜粋)
○ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号) (抄) (第二条関係)

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 都道府県知事は、国(国立大学法人法(平成十五年法律第一百二十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。以下同じ。)、<u>市町村及び公立大学法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第一百十八号)第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。以下同じ。)</u>以外の者から、第一項又は第三項の認定の申請があつたときは、第一項又は第三項の条例で定める要件に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準(当該認定の申請をした者が学校法人(私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第三条に規定する学校法人をいう。以下同じ。))又は社会福祉法人(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二十二條に規定する社会福祉法人をいう。以下同じ。))である場合にあっては、第四号に掲げる基準に限る。)によって、その申請を審査しなければならない。</p> <p>一～四 (略)</p>	<p>(幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 都道府県知事は、国(国立大学法人法(平成十五年法律第一百二十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。以下同じ。)<u>及び市町村</u>以外の者から、第一項又は第三項の認定の申請があつたときは、第一項又は第三項の条例で定める要件に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準(当該認定の申請をした者が学校法人(私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第三条に規定する学校法人をいう。以下同じ。))又は社会福祉法人(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二十二條に規定する社会福祉法人をいう。以下同じ。))である場合にあっては、第四号に掲げる基準に限る。)によって、その申請を審査しなければならない。</p> <p>一～四 (略)</p>

6 (略)

7 都道府県知事は、第一項又は第三項及び第五項に基づく審査の結果、その申請が第一項又は第三項の条例で定める要件に適合しており、かつ、その申請をした者が第五項各号に掲げる基準（その者が学校法人又は社会福祉法人である場合にあつては、同項第四号に掲げる基準に限る。

）に該当すると認めるとき（その申請をした者が国、市町村又は公立大学法人である場合にあつては、その申請が第一項又は第三項の条例で定める要件に適合していると認めるとき）は、第一項又は第三項の認定をするものとする。ただし、次に掲げる要件のいずれかに該当するとき、その他の都道府県子ども・子育て支援事業支援計画（子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第六十二条第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県子ども・子育て支援事業支援計画をいう。以下この項及び第十七条第六項において同じ。）の達成に支障を生ずるおそれがある場合として主務省令で定める場合に該当すると認めるときは、第一項又は第三項の認定をしないことができる。

一～三 (略)

8・9 (略)

(設置者)

第十二条 幼保連携型認定こども園は、国、地方公共団体（公立大学法人を含む。第十七条第一項において同じ。）、学校法人及び社会福祉法人のみが設置することができる。

6 (略)

7 都道府県知事は、第一項又は第三項及び第五項に基づく審査の結果、その申請が第一項又は第三項の条例で定める要件に適合しており、かつ、その申請をした者が第五項各号に掲げる基準（その者が学校法人又は社会福祉法人である場合にあつては、同項第四号に掲げる基準に限る。

）に該当すると認めるとき（その申請をした者が国又は市町村である場合にあつては、その申請が第一項又は第三項の条例で定める要件に適合していると認めるとき）は、第一項又は第三項の認定をするものとする。ただし、次に掲げる要件のいずれかに該当するとき、その他の都道府県子ども・子育て支援事業支援計画（子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第六十二条第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県子ども・子育て支援事業支援計画をいう。以下この項及び第十七条第六項において同じ。）の達成に支障を生ずるおそれがある場合として主務省令で定める場合に該当すると認めるときは、第一項又は第三項の認定をしないことができる。

一～三 (略)

8・9 (略)

(設置者)

第十二条 幼保連携型認定こども園は、国、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人のみが設置することができる。

(設備及び運営の基準)

第十三条 都道府県（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）の区域内に所在する幼保連携型認定こども園（都道府県（都道府県が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人を含む。）が設置するものを除く。）については、当該指定都市等。次項及び第二十五条において同じ。）は、幼保連携型認定こども園の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、子どもの身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な教育及び保育の水準を確保するものでなければならない。

255 (略)

(設置等の届出)

第十六条 市町村（指定都市等を除く。以下この条及び次条第五項において同じ。）（市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。）は、幼保連携型認定こども園を設置しようとするとき、又はその設置した幼保連携型認定こども園の廃止、休止若しくは設置者の変更その他政令で定める事項（同条第一項及び第三十四条第六項において「廃止等」という。）を行おうとするときは、あらかじめ、都道府県知事に届け出なければならない。

(都道府県知事への情報の提供)

第十八条 (略)

(設備及び運営の基準)

第十三条 都道府県（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）の区域内に所在する幼保連携型認定こども園（都道府県が設置するものを除く。）については、当該指定都市等。次項及び第二十五条において同じ。）は、幼保連携型認定こども園の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、子どもの身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な教育及び保育の水準を確保するものでなければならない。

255 (略)

(設置等の届出)

第十六条 市町村（指定都市等を除く。次条第五項において同じ。）は、幼保連携型認定こども園を設置しようとするとき、又はその設置した幼保連携型認定こども園の廃止、休止若しくは設置者の変更その他政令で定める事項（次条第一項及び第三十四条第六項において「廃止等」という。）を行おうとするときは、あらかじめ、都道府県知事に届け出なければならない。

(都道府県知事への情報の提供)

第十八条 (略)

2 (略)

3 指定都市等の長は、当該指定都市等(当該指定都市等が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。)が幼保連携型認定こども園を設置したときは、速やかに、第四条第一項各号に掲げる事項を記載した書類を都道府県知事に提出しなければならない。

(報告の徴収等)

第十九条 都道府県知事(指定都市等の区域内に所在する幼保連携型認定こども園(都道府県(都道府県が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人を含む。))が設置するものを除く。)については、当該指定都市等の長。第二十八条から第三十条まで並びに第三十四条第三項及び第九項を除き、以下同じ。)は、この法律を施行するため必要があるときは、幼保連携型認定こども園の設置者若しくは園長に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2・3 (略)

(学校教育法の準用)

第二十六条 学校教育法第五条、第六条本文、第七条、第九条、第十条、第八十一条第一項及び第三百三十七条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、同法第十条中「私立学校」とあるのは「国(国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人を

2 (略)

3 指定都市等の長は、当該指定都市等が幼保連携型認定こども園を設置したときは、速やかに、第四条第一項各号に掲げる事項を記載した書類を都道府県知事に提出しなければならない。

(報告の徴収等)

第十九条 都道府県知事(指定都市等の区域内に所在する幼保連携型認定こども園(都道府県が設置するものを除く。))については、当該指定都市等の長。第二十八条から第三十条まで並びに第三十四条第三項及び第九項を除き、以下同じ。)は、この法律を施行するため必要があるときは、幼保連携型認定こども園の設置者若しくは園長に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2・3 (略)

(学校教育法の準用)

第二十六条 学校教育法第五条、第六条本文、第七条、第九条、第十条、第八十一条第一項及び第三百三十七条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、同法第十条中「私立学校」とあるのは「国(国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人を

む。)及び地方公共団体(公立大学法人を含む。)以外の者の設置する
幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合
的な提供の推進に関する法律第二条第七項に規定する幼保連携型認定こ
ども園をいう。以下同じ。)-と、「大学及び高等専門学校にあつては
文部科学大臣に、大学及び高等専門学校以外の学校にあつては都道府県
知事」とあるのは「都道府県知事(指定都市等(同法第十三条第一項に
規定する指定都市等をいう。以下この条において同じ。)-の区域内にあ
つては、当該指定都市等の長)-と、同法第八十一条第一項中「該当す
る幼児、児童及び生徒」とあるのは「該当する就学前の子どもに関する
教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十四条第六項に規定
する園児(以下この項において単に「園児」という。)-」と、「必要と
する幼児、児童及び生徒」とあるのは「必要とする園児」と、「文部科
学大臣」とあるのは「同法第三十六条第一項に規定する主務大臣」と、
「ものとする」とあるのは「ものとする。この場合において、特別支援
学校においては、幼保連携型認定こども園の要請に応じて、園児の教育
に關し必要な助言又は援助を行うよう努めるものとする」と、同法第百
三十七条中「学校教育上」とあるのは「幼保連携型認定こども園の運営
上」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定め
る。

む。)及び地方公共団体以外の者の設置する幼保連携型認定こども園(就
学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法
律第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。
)-と、「大学及び高等専門学校にあつては文部科学大臣に、大学及び
高等専門学校以外の学校にあつては都道府県知事」とあるのは「都道府
県知事(指定都市等(同法第十三条第一項に規定する指定都市等をいう
。以下この条において同じ。)-の区域内にあつては、当該指定都市等の
長)-」と、同法第八十一条第一項中「該当する幼児、児童及び生徒」と
あるのは「該当する就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提
供の推進に関する法律第十四条第六項に規定する園児(以下この項にお
いて単に「園児」という。)-」と、「必要とする幼児、児童及び生徒」
とあるのは「必要とする園児」と、「文部科学大臣」とあるのは「同法
第三十六条第一項に規定する主務大臣」と、「ものとする」とあるのは
「ものとする。この場合において、特別支援学校においては、幼保連携
型認定こども園の要請に応じて、園児の教育に關し必要な助言又は援助
を行うよう努めるものとする」と、同法第百三十七条中「学校教育上」
とあるのは「幼保連携型認定こども園の運営上」と読み替えるものとす
るほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

改正案	現行
<p>（業務の範囲）</p> <p>第二十一条 地方独立行政法人は、次に掲げる業務のうち定款で定めるものを行う。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 大学又は大学及び高等専門学校^{（一）}の設置及び管理を行うこと並びに当該大学又は大学及び高等専門学校における技術に関する研究の成果の活用を促進する事業であつて政令で定めるものを実施する者に対し、出資を行うこと。</p> <p>三〇六 （略）</p> <p>（教員等の任命等）</p> <p>第七十三条 学長を別に任命する大学においては、理事長が当該大学の副学長、学部長その他政令で指定する部局の長及び教員（教授、准教授、助教、講師及び助手をいう。）並びに第七十七条の二第一項の規定により当該大学に附属して設置される同項に規定する学校の校長又は園長及び教員（教頭、教諭その他の政令で定める者をいう。）を第二十条の規定により任命し、免職し、又は降任するときは、学長の申出に基づき行うものとする。</p>	<p>（業務の範囲）</p> <p>第二十一条 地方独立行政法人は、次に掲げる業務のうち定款で定めるものを行う。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 大学又は大学及び高等専門学校^{（一）}の設置及び管理を行うこと。</p> <p>三〇六 （略）</p> <p>（教員等の任命等）</p> <p>第七十三条 学長を別に任命する大学においては、理事長が副学長、学部長その他政令で指定する部局の長及び教員（教授、准教授、助教、講師及び助手をいう。）を第二十条の規定により任命し、免職し、又は降任するとき、学長の申出に基づき行うものとする。</p>

(大学附属の学校)

第七十七条の二 公立大学法人が設置する大学に、当該大学の教育研究上の目的を達成するため、定款で定めるところにより、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼児連携型認定こども園又は専修学校（次項において「学校」という。）を附属させて設置することができる。

2 設立団体の長は、前項の規定により公立大学法人が設置する学校に係るこの法律、他の法令又は設立団体の条例若しくは規則の規定に基づく事務を行うに当たり、必要と認めるときは、当該設立団体の教育委員会に対し、当該学校における学校教育に関する専門的事項について助言又は援助を求めることができる。

(出資の認可)

第七十七条の三 公立大学法人は、第二十一条第二号に掲げる業務のうち出資に関するものを行おうとするときは、設立団体の長の認可を受けなければならない。

(会計監査人の資格等の特例)

第七十九条の二 公立大学法人の会計監査人に選任された監査法人は、その社員の中から会計監査人の職務を行うべき者を選定し、これを当該公立大学法人に通知しなければならない。この場合においては、次項第一号に掲げる者を選定することはできない。

2 公立大学法人においては、第三十七条第二項に規定する者のほか、次

(新設)

(新設)

(新設)

に掲げる者は、会計監査人となることができない。

一 監査の対象となる公立大学法人がその経営を支配している法人として総務省令で定めるもの若しくはその役員から公認会計士若しくは監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者又はその配偶者

二 監査法人でその社員の半数以上が前号に掲げる者であるもの

(長期借入金及び債券発行の特例)

第七十九条の三 公立大学法人は、第四十一条第五項本文の規定にかかわらず、政令で定める土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な費用に充てるため、設立団体の長の認可を受けて、設立団体以外の者から長期借入金をし、又は当該公立大学法人の名称を冠する債券（以下この章において「債券」という。）を発行することができる。

2 前項に規定するもののほか、公立大学法人は、第四十一条第五項本文の規定にかかわらず、前項の規定による設立団体以外の者からの長期借入金又は債券で政令で定めるものの償還に充てるため、設立団体の長の認可を受けて、設立団体以外の者から長期借入金をし、又は債券を発行することができる。ただし、その償還期間が政令で定める期間のものに限る。

3 前二項の規定による債券の債権者は、当該債券を発行した公立大学法人の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

4 前項の先取特権の順位は、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規

(新設)

定による一般の先取特権に次ぐものとする。

5 公立大学法人は、設立団体の長の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

6 会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百五条第一項及び第二項並びに第七百九条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

7 前各項に定めるもののほか、第一項又は第二項の規定による設立団体以外の者からの長期借入金又は債券に関し必要な事項は、政令で定める。

（償還計画）

第七十九条の四 前条第一項又は第二項の規定により、設立団体以外の者から長期借入金をし、又は債券を発行する公立大学法人は、毎事業年度、設立団体以外の者からの長期借入金及び債券の償還計画を立てて、設立団体の長の認可を受けなければならない。

（新設）

○ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（抄）（第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

※ 「現行」は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十六号）第一条及び地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十七年法律第五十号）第一条による改正後のもの

改正案	現行
<p>第二条 学校は、国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構を含む。以下同じ。）<u>、地方公共団体（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人（以下「公立大学法人」という。）を含む。次項及び第百二十七条において同じ。）及び私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人（以下「学校法人」という。）のみが、これを設置することができる。</u></p> <p>②（略）</p> <p>第四条 次の各号に掲げる学校の設置廃止、設置者の変更その他政令で定める事項（次条において「設置廃止等」という。）は、それぞれ当該各号に定める者の認可を受けなければならない。これらの学校のうち、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の通常の課程（以下「全日制の課程」という。）、夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程（以下「定時制の課程」という。）及び通信による教育を行う課程（以下「通信制の課程」という。）、大学の学部、大学院及び大学</p>	<p>第二条 学校は、国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構を含む。以下同じ。）<u>、地方公共団体（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人を含む。次項において同じ。）及び私立学校法第三条に規定する学校法人（以下学校法人と称する。）のみが、これを設置することができる。</u></p> <p>②（略）</p> <p>第四条 次の各号に掲げる学校の設置廃止、設置者の変更その他政令で定める事項（次条において「設置廃止等」という。）は、それぞれ当該各号に定める者の認可を受けなければならない。これらの学校のうち、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の通常の課程（以下「全日制の課程」という。）、夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程（以下「定時制の課程」という。）及び通信による教育を行う課程（以下「通信制の課程」という。）、大学の学部、大学院及び大学</p>

院の研究科並びに第百八号第二項の大学の学科についても、同様とする。

一 (略)

二 市町村(市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。次条、第十三条第二項、第十四条、第百三十条第一項及び第百三十一条において同じ。)の設置する高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 都道府県の教育委員会

三 (略)

②・③ (略)

④ 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)(指定都市が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。)の設置する高等学校、中等教育学校及び特別支援学校については、第一項の規定は、適用しない。この場合において、当該高等学校、中等教育学校及び特別支援学校を設置する者は、同項の規定により認可を受けなければならないとされている事項を行おうとするときは、あらかじめ、都道府県の教育委員会に届け出なければならない。

⑤ (略)

第五十四条 (略)

② (略)

③ 市(指定都市を除く。以下この項において同じ。)町村(市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。)の設置する高等学校については都道府県の教育委員会、私立の高等学校について

院の研究科並びに第百八号第二項の大学の学科についても、同様とする。

一 (略)

二 市町村の設置する高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 都道府県の教育委員会

三 (略)

②・③ (略)

④ 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(第五十四条第三項において「指定都市」という。)の設置する高等学校、中等教育学校及び特別支援学校については、第一項の規定は、適用しない。この場合において、当該高等学校、中等教育学校及び特別支援学校を設置する者は、同項の規定により認可を受けなければならないとされている事項を行おうとするときは、あらかじめ、都道府県の教育委員会に届け出なければならない。

⑤ (略)

第五十四条 (略)

② (略)

③ 市(指定都市を除く。)(町村の設置する高等学校については都道府県の教育委員会、私立の高等学校については都道府県知事は、高等学校の通信制の課程のうち、当該高等学校の所在する都道府県の区域内に住所

ては都道府県知事は、高等学校の通信制の課程のうち、当該高等学校の所在する都道府県の区域内に住所を有する者のほか、全国的に他の都道府県の区域内に住所を有する者を併せて生徒とするものその他政令で定めるもの（以下この項において「広域の通信制の課程」という。）に係る第四条第一項に規定する認可（政令で定める事項に係るものに限る。）を行うときは、あらかじめ、文部科学大臣に届け出なければならない。都道府県（都道府県が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人を含む。）又は指定都市（指定都市が単独で又は他の指定都市若しくは市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。）の設置する高等学校の広域の通信制の課程について、当該都道府県又は指定都市の教育委員会（公立大学法人の設置する高等学校にあつては、当該公立大学法人）がこの項前段の政令で定める事項を行うときも、同様とする。

④（略）

第三百十条 国又は都道府県（都道府県が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人を含む。）が設置する専修学校を除くほか、専修学校の設置廃止（高等課程、専門課程又は一般課程の設置廃止を含む。）、設置者の変更及び目的の変更は、市町村の設置する専修学校にあつては都道府県の教育委員会、私立の専修学校にあつては都道府県知事の認可を受けなければならない。

②④（略）

を有する者のほか、全国的に他の都道府県の区域内に住所を有する者を併せて生徒とするものその他政令で定めるもの（以下この項において「広域の通信制の課程」という。）に係る第四条第一項に規定する認可（政令で定める事項に係るものに限る。）を行うときは、あらかじめ、文部科学大臣に届け出なければならない。都道府県又は指定都市の設置する高等学校の広域の通信制の課程について、当該都道府県又は指定都市の教育委員会がこの項前段の政令で定める事項を行うときも、同様とする。

④（略）

第三百十条 国又は都道府県が設置する専修学校を除くほか、専修学校の設置廃止（高等課程、専門課程又は一般課程の設置廃止を含む。）、設置者の変更及び目的の変更は、市町村の設置する専修学校にあつては都道府県の教育委員会、私立の専修学校にあつては都道府県知事の認可を受けなければならない。

②④（略）

第三百三十一条 国又は都道府県（都道府県が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人を含む。）が設置する専修学校を除くほか、専修学校の設置者は、その設置する専修学校の名称、位置又は学則を変更しようとするときその他政令で定める場合に該当するときは、市町村の設置する専修学校にあつては都道府県の教育委員会に、私立の専修学校にあつては都道府県知事に届け出なければならない。

第三百三十三条 第五条、第六条、第九条から第十二条まで、第十三条第一項、第十四条及び第四十二条から第四十四条までの規定は専修学校に、第二百五条の規定は専門課程を置く専修学校に準用する。この場合において、第十条中「大学及び高等専門学校にあつては文部科学大臣に、大学及び高等専門学校以外の学校にあつては都道府県知事に」とあるのは「都道府県知事に」と、同項中「第四条第一項各号に掲げる学校」とあるのは「市町村（市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。）の設置する専修学校又は私立の専修学校」と、「同項各号に定める者」とあるのは「都道府県の教育委員会又は都道府県知事」と、同項第二号中「その者」とあるのは「当該都道府県の教育委員会又は都道府県知事」と、第十四条中「大学及び高等専門学校以外の市町村の設置する学校については都道府県の教育委員会、大学及び高等専門学校以外の私立学校については都道府県知事」とあるのは「市町村（市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。）の設置する専修学校については都道府県の教育委員会、私立の専修学校については都道府県知事」と読み替えるものとする。

第三百三十一条 国又は都道府県が設置する専修学校を除くほか、専修学校の設置者は、その設置する専修学校の名称、位置又は学則を変更しようとするときその他政令で定める場合に該当するときは、市町村の設置する専修学校にあつては都道府県の教育委員会に、私立の専修学校にあつては都道府県知事に届け出なければならない。

第三百三十三条 第五条、第六条、第九条から第十二条まで、第十三条第一項、第十四条及び第四十二条から第四十四条までの規定は専修学校に、第二百五条の規定は専門課程を置く専修学校に準用する。この場合において、第十条中「大学及び高等専門学校にあつては文部科学大臣に、大学及び高等専門学校以外の学校にあつては都道府県知事に」とあるのは「都道府県知事に」と、同項中「第四条第一項各号に掲げる学校」とあるのは「市町村の設置する専修学校又は私立の専修学校」と、「同項各号に定める者」とあるのは「都道府県の教育委員会又は都道府県知事」と、同項第二号中「その者」とあるのは「当該都道府県の教育委員会又は都道府県知事」と、第十四条中「大学及び高等専門学校以外の市町村の設置する学校については都道府県の教育委員会、大学及び高等専門学校以外の私立学校については都道府県知事」とあるのは「市町村の設置する専修学校については都道府県の教育委員会、私立の専修学校については都道府県知事」と読み替えるものとする。

②
(略)

附則

第五条
削除

②
(略)

附則

第五条 地方独立行政法人法第六十八条第一項に規定する公立大学法人は、
第二条第一項の規定にかかわらず、当分の間、大学及び高等専門学校
以外の学校を設置することができない。

○ 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第三百三十二号）（抄）（附則第十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>2 （略）</p> <p>第七条 市町村の教育委員会並びに学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条第二項に規定する国立学校、公立学校（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人が設置するものに限る。）及び私立学校の長は、採択した教科書の需要数を、都道府県の教育委員会に報告しなければならない。</p>	<p>2 （略）</p> <p>第七条 市町村の教育委員会、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条第二項に規定する国立学校及び私立学校の長は、採択した教科書の需要数を、都道府県の教育委員会に報告しなければならない。</p>

改正案	現行
<p>第三条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長）は、前項各号に掲げる施設の敷地の周囲おおむね百メートルの区域内の施設につき第一項の許可を与える場合には、あらかじめ、その施設の設置によつて前項各号に掲げる施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがないかどうかについて、学校（第一条学校及び幼保連携型認定こども園をいう。以下この項において同じ。）については、当該学校が大学附置の国立学校（国（国立大学法人法（平成十五年法律第一百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。以下この項において同じ。）が設置する学校をいう。）又は地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人（以下この項において「公立大学法人」という。）が設置する学校であるときは当該大学の学長、高等専門学校であるときは当該高等専門学校の校長、高等専門学校以外の公立学校であるときは当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会（幼保連携型認定こども園であるときは、地方公共団体の長）、高等専門学校及び幼保連携型認定こども園以外の私立学校であるときは学校教育法に定めるその所管庁、国及び地方公共団体（公立大学法人を含む。）以外の者が設置する幼保連携型認定こども園であ</p>	<p>第三条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長）は、前項各号に掲げる施設の敷地の周囲おおむね百メートルの区域内の施設につき第一項の許可を与える場合には、あらかじめ、その施設の設置によつて前項各号に掲げる施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがないかどうかについて、学校（第一条学校及び幼保連携型認定こども園をいう。以下この項において同じ。）については、当該学校が大学附置の国立学校（国（国立大学法人法（平成十五年法律第一百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。以下この項において同じ。）が設置する学校をいう。）であるときは当該大学の学長、高等専門学校であるときは当該高等専門学校の校長、高等専門学校以外の公立学校であるときは当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会（幼保連携型認定こども園であるときは、地方公共団体の長）、高等専門学校及び幼保連携型認定こども園以外の私立学校であるときは学校教育法に定めるその所管庁、国及び地方公共団体以外の者が設置する幼保連携型認定こども園であるときは都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この項において「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第</p>

るときは都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この項において「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この項において「中核市」という。））においては、当該指定都市又は中核市の長）の意見を、児童福祉施設については、児童福祉法第四十六条に規定する行政庁の意見を、前項第三号の規定により都道府県の条例で定める施設については、当該条例で定める者の意見を求めなければならない。

5・6（略）

一項の中核市（以下この項において「中核市」という。）においては、当該指定都市又は中核市の長）の意見を、児童福祉施設については、児童福祉法第四十六条に規定する行政庁の意見を、前項第三号の規定により都道府県の条例で定める施設については、当該条例で定める者の意見を求めなければならない。

5・6（略）

改正案	現行
<p>(定義) 第二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 この法律において「所轄庁」とは、大学附置の国立学校（国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。以下この項において同じ。）が設置する学校をいう。以下同じ。）又は公立学校（地方公共団体（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人（以下単に「公立大学法人」という。）を含む。）が設置する学校をいう。以下同じ。）の教員にあつてはその大学の学長、大学附置の学校以外の公立学校（第一条学校に限る。）の教員にあつてはその学校を所管する教育委員会、大学附置の学校以外の公立学校（幼保連携型認定こども園に限る。）の教員にあつてはその学校を所管する地方公共団体の長、私立学校（国及び地方公共団体（公立大学法人を含む。）以外の者が設置する学校をいう。以下同じ。）の教員にあつては都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この項において「指定都市等」という。）の区域内の幼保連携型認定こども園の教員にあつては、当該指定都市等の長）をいう。</p>	<p>(定義) 第二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 この法律において「所轄庁」とは、大学附置の国立学校（国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。以下この項において同じ。）が設置する学校をいう。以下同じ。）又は公立学校（地方公共団体が設置する学校をいう。以下同じ。）の教員にあつてはその大学の学長、大学附置の学校以外の公立学校（第一条学校に限る。）の教員にあつてはその学校を所管する教育委員会、大学附置の学校以外の公立学校（幼保連携型認定こども園に限る。）の教員にあつてはその学校を所管する地方公共団体の長、私立学校（国及び地方公共団体以外の者が設置する学校をいう。以下同じ。）の教員にあつては都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この項において「指定都市等」という。）の区域内の幼保連携型認定こども園の教員にあつては、当該指定都市等の長）をいう。</p>

4・5 (略)

(取上げ)

第十一条 国立学校、公立学校（公立大学法人が設置するものに限る。次項第一号において同じ。）又は私立学校の教員が、前条第一項第二号に規定する者の場合における懲戒免職の事由に相当する事由により解雇されたと認められるときは、免許管理者は、その免許状を取り上げなければならぬ。

2 免許状を有する者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、免許管理者は、その免許状を取り上げなければならない。

- 一 国立学校、公立学校又は私立学校の教員（地方公務員法第二十九条の二第一項各号に掲げる者に相当する者を含む。）であつて、前条第一項第三号に規定する者の場合における同法第二十八条第一項第一号又は第三号に掲げる分限免職の事由に相当する事由により解雇されたと認められるとき。

二 (略)

3～5 (略)

4・5 (略)

(取上げ)

第十一条 国立学校又は私立学校の教員が、前条第一項第二号に規定する者の場合における懲戒免職の事由に相当する事由により解雇されたと認められるときは、免許管理者は、その免許状を取り上げなければならない。

2 免許状を有する者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、免許管理者は、その免許状を取り上げなければならない。

- 一 国立学校又は私立学校の教員（地方公務員法第二十九条の二第一項各号に掲げる者に相当する者を含む。）であつて、前条第一項第三号に規定する者の場合における同法第二十八条第一号又は第三号に掲げる分限免職の事由に相当する事由により解雇されたと認められるとき。

二 (略)

3～5 (略)

改 正 案	現 行
<p>（学校施設の利用）</p> <p>第四十四条（略）</p> <p>2 前項において「学校の管理機関」とは、国立学校にあつては設置者である国立大学法人の学長又は独立行政法人国立高等専門学校機構の理事長、公立学校のうち、<u>大学及び幼保連携型認定こども園</u>にあつては設置者である地方公共団体の長又は公立大学法人の理事長、<u>大学及び幼保連携型認定こども園</u>以外の公立学校にあつては設置者である地方公共団体に設置されている教育委員会又は公立大学法人の理事長をいう。</p> <p>（社会教育の講座）</p> <p>第四十八条 文部科学大臣は国立学校に対し、地方公共団体の長は当該地方公共団体が設置する大学若しくは幼保連携型認定こども園又は当該地方公共団体が設立する公立大学法人が設置する公立学校に対し、地方公共団体に設置されている教育委員会は当該地方公共団体が設置する大学及び幼保連携型認定こども園以外の公立学校に対し、その教育組織及び学校の施設の状況に応じ、文化講座、専門講座、夏期講座、社会学級講座等学校施設の利用による社会教育のための講座の開設を求めることが</p>	<p>（学校施設の利用）</p> <p>第四十四条（略）</p> <p>2 前項において「学校の管理機関」とは、国立学校にあつては設置者である国立大学法人の学長又は独立行政法人国立高等専門学校機構の理事長、公立学校のうち、大学にあつては設置者である地方公共団体の長又は公立大学法人の理事長、<u>高等専門学校</u>にあつては設置者である地方公共団体に設置されている教育委員会又は公立大学法人の理事長、<u>幼保連携型認定こども園</u>にあつては設置者である地方公共団体の長、<u>大学、高等専門学校及び幼保連携型認定こども園</u>以外の学校にあつては設置者である地方公共団体に設置されている教育委員会をいう。</p> <p>（社会教育の講座）</p> <p>第四十八条 文部科学大臣は国立学校に対し、地方公共団体の長は当該地方公共団体が設置する大学若しくは幼保連携型認定こども園又は当該地方公共団体が設立する公立大学法人が設置する大学若しくは高等専門学校に対し、地方公共団体に設置されている教育委員会は当該地方公共団体が設置する大学及び幼保連携型認定こども園以外の公立学校に対し、その教育組織及び学校の施設の状況に応じ、文化講座、専門講座、夏期講座、社会学級講座等学校施設の利用による社会教育のための講座の開</p>

で
きる。

2
～
4
(略)

設
を
求
め
る
こ
と
が
で
き
る。

2
～
4
(略)

改正案	現行
<p>（国の補助）</p> <p>第十五条 国は、公立学校（地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百零八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人（次条において「公立大学法人」という。）が設置する学校を含む。次項において同じ。）の設置者が次に掲げる施設又は設備であつて、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第八条に規定する機関をいう。次条において同じ。）で政令で定めるものの議を経て政令で定める基準に達していないものについて、これを当該基準にまで高めようとする場合においては、これに要する経費の全部又は一部を、当該設置者に対し、予算の範囲内において補助することができる。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（短期の産業教育）</p> <p>第十六条 国は、公立の中学校又は高等学校（公立大学法人が設置する中学校又は高等学校を含む。以下この条において同じ。）が中学校卒業後産業に従事し、又は従事しようとする青少年のために地方の実情に応じた技能教育を主とする短期の教育（別科における教育及び学校において社会教育として行うものを含む。）を行う場合においては、当該教育に</p>	<p>（国の補助）</p> <p>第十五条 国は、公立学校の設置者が次に掲げる施設又は設備であつて、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第八条に規定する機関をいう。次条において同じ。）で政令で定めるものの議を経て政令で定める基準に達していないものについて、これを当該基準にまで高めようとする場合においては、これに要する経費の全部又は一部を、当該設置者に対し、予算の範囲内において補助することができる。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（短期の産業教育）</p> <p>第十六条 国は、公立の中学校又は高等学校が中学校卒業後産業に従事し、又は従事しようとする青少年のために地方の実情に応じた技能教育を主とする短期の教育（別科における教育及び学校において社会教育として行うものを含む。）を行う場合においては、当該教育に必要な施設又は設備及びその運営に要する経費について、前条第一項の政令で定める</p>

必要な施設又は設備及びその運営に要する経費について、前条第一項の政令で定める審議会等の議を経て政令で定める基準に従い、その全部又は一部を、当該中学校又は高等学校の設置者に対し、予算の範囲内において補助することができる。

審議会等の議を経て政令で定める基準に従い、その全部又は一部を、当該中学校又は高等学校の設置者に対し、予算の範囲内において補助することができる。

改正案	現行
<p style="text-align: center;">（国の補助）</p> <p>第九条 国は、公立の学校（地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百零八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人が設置するものを含む。）次項において同じ。）又は私立の学校の設置者が、次に掲げる設備であつて、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものの議を経て政令で定める基準に達していないものについて、これを当該基準にまで高めようとする場合においては、これに要する経費の二分の一を、当該学校の設置者に対し、予算の範囲内において補助する。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>2 前項に規定するもののほか、国は、公立の学校又は私立の学校に係る理科教育の振興のために特に必要と認められる経費の二分の一を、当該学校の設置者に対し、予算の範囲内において補助する。</p> <p>3 （略）</p>	<p style="text-align: center;">（国の補助）</p> <p>第九条 国は、公立又は私立の学校の設置者が、次に掲げる設備であつて、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものの議を経て政令で定める基準に達していないものについて、これを当該基準にまで高めようとする場合においては、これに要する経費の二分の一を、当該学校の設置者に対し、予算の範囲内において補助する。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>2 前項に規定するものの外、国は、公立又は私立の学校に係る理科教育の振興のために特に必要と認められる経費の二分の一を、当該学校の設置者に対し、予算の範囲内において補助する。</p> <p>3 （略）</p>

○ 公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和二十八年法律第二百四十七号）（抄）（附則第二十條關係）（傍線部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">（用語の意義）</p> <p>第二条 この法律において「公立学校」とは、公立の学校（地方独立行政 法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立 大学法人が設置するものを含む。）で、学校教育法（昭和二十二年法律 第二十六号）第一条に規定するものをいう。</p> <p>2・3 （略）</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p style="text-align: center;">（用語の意義）</p> <p>第二条 この法律において「公立学校」とは、公立の学校で、学校教育法 （昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定するものをいう。</p> <p>2・3 （略）</p>

改正案	現行
<p>（国及び都道府県の行う就学奨励）</p> <p>第二条 都道府県は、当該都道府県若しくは当該都道府県に包括される市町村の設置する特別支援学校又は当該都道府県の区域内の地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人の設置する特別支援学校若しくは私立の特別支援学校への児童又は生徒の就学による保護者等（児童又は未成年の生徒については学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第十六条に規定する保護者、成年に達した生徒についてはその者の就学に必要な経費を負担する者をいう。以下同じ。）の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、特別支援学校への就学のため必要な経費のうち、小学部又は中学部の児童又は生徒に係るものにあつては第二号から第六号までに掲げるものについて、高等部（専攻科を除く。）の生徒に係るものにあつては第一号から第五号までに掲げるもの（付添人の付添いに要する交通費を除く。）について、その全部又は一部を支弁しなければならない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 通学又は帰省に要する交通費及び付添人の付添いに要する交通費</p> <p>四〇六 （略）</p> <p>二〇四 （略）</p>	<p>（国及び都道府県の行う就学奨励）</p> <p>第二条 都道府県は、当該都道府県若しくは当該都道府県に包括される市町村の設置する特別支援学校又は当該都道府県の区域内の私立の特別支援学校への児童又は生徒の就学による保護者等（児童又は未成年の生徒については学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第十六条に規定する保護者、成年に達した生徒についてはその者の就学に必要な経費を負担する者をいう。以下同じ。）の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、特別支援学校への就学のため必要な経費のうち、小学部又は中学部の児童又は生徒に係るものにあつては第二号から第六号までに掲げるものについて、高等部（専攻科を除く。）の生徒に係るものにあつては第一号から第五号までに掲げるもの（付添人の付添いに要する交通費を除く。）について、その全部又は一部を支弁しなければならない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 通学又は帰省に要する交通費及び付添人の付添いに要する交通費</p> <p>四〇六 （略）</p> <p>二〇四 （略）</p>

○ 義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法（昭和二十九年法律第五十七号）（抄）（附則第二十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（処罰の請求）</p> <p>第五条 前条の罪は、当該教育職員が勤務する義務教育諸学校の設置者の区別に応じ、次に掲げるものの請求がなければ公訴を提起することができない。</p> <p>一 国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二十三条の規定により国立大学に附属して設置される義務教育諸学校又は地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第七十七条の二第一項の規定により公立大学に附属して設置される義務教育諸学校にあつては、当該大学の学長</p> <p>二・三 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（処罰の請求）</p> <p>第五条 前条の罪は、当該教育職員が勤務する義務教育諸学校の設置者の区別に応じ、次に掲げるものの請求がなければ公訴を提起することができない。</p> <p>一 国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二十三条の規定により国立大学に附属して設置される義務教育諸学校にあつては、当該国立大学の学長</p> <p>二・三 （略）</p> <p>2 （略）</p>

○ 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第五十号）（抄）（附則第二十三条関係）（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（特別の財政援助及びその対象となる事業）</p> <p>第三条 国は、激甚災害に係る次に掲げる事業で、政令で定める基準に該当する都道府県又は市町村（以下「特定地方公共団体」という。）がその費用の全部又は一部を負担するものについて、当該特定地方公共団体の負担を軽減するため、交付金を交付し、又は当該特定地方公共団体の国に対する負担金を減少するものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和二十八年法律第二百四十七号）の規定の適用を受ける公立学校（地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人が設置する学校を含む。第二十四条第一項において同じ。）の施設の災害復旧事業</p> <p>四〇四十四 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等）</p> <p>第二十四条 激甚災害を受けた地方公共団体が政令で定める地域において施行する当該災害によつて必要を生じた公共土木施設及び公立学校の施設に係る災害復旧事業のうち、公共土木施設に係るものについては、一</p>	<p>（特別の財政援助及びその対象となる事業）</p> <p>第三条 国は、激甚災害に係る次に掲げる事業で、政令で定める基準に該当する都道府県又は市町村（以下「特定地方公共団体」という。）がその費用の全部又は一部を負担するものについて、当該特定地方公共団体の負担を軽減するため、交付金を交付し、又は当該特定地方公共団体の国に対する負担金を減少するものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和二十八年法律第二百四十七号）の規定の適用を受ける公立学校の施設の災害復旧事業</p> <p>四〇四十四 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等）</p> <p>第二十四条 激甚災害を受けた地方公共団体が政令で定める地域において施行する当該災害によつて必要を生じた公共土木施設及び公立学校施設に係る災害復旧事業のうち、公共土木施設に係るものについては、一箇</p>

箇所の工事の費用が都道府県及び指定都市にあつては八十万円以上百二十万円で未滿、その他の市町村にあつては三十万円以上六十万円未滿のもの、公立学校の施設に係るものについては、一学校ごとの工事の費用が十万円を超えるもの（公立学校施設災害復旧費国庫負担法第三条の規定による国の負担のないものに限る。）の費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（発行について地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第五条の三第六項の規定による届出がされた地方債のうち同条第一項の規定による協議を受けたならば同意をすることとなると認められるものを含む。次項において同じ。）に係る元利償還に要する経費は、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）の定めるところにより、当該地方公共団体に対して交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。

2
4
(略)

所の工事の費用が都道府県及び指定都市にあつては八十万円以上二十万円で未滿、その他の市町村にあつては三十万円以上六十万円未滿のもの、公立学校施設に係るものについては、一学校ごとの工事の費用が十万円を超えるもの（公立学校施設災害復旧費国庫負担法第三条の規定による国の負担のないものに限る。）の費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（発行について地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第五条の三第六項の規定による届出がされた地方債のうち同条第一項の規定による協議を受けたならば同意をすることとなると認められるものを含む。次項において同じ。）に係る元利償還に要する経費は、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）の定めるところにより、当該地方公共団体に対して交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。

2
4
(略)

改正案	現行
<p>（学校教育法の特例）</p> <p>第十二条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、地域の特性を生かした教育の実施の必要性、地域産業を担う人材の育成の必要性その他の特別の事情に対応するための教育又は研究を株式会社を設置する学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいう。以下この条及び別表第二号において同じ。）が行うことが適切かつ効果的であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、同法第二条第一項中「及び私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人（以下「学校法人」という。）」とあるのは、「私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人（以下「学校法人」という。）及び構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十二条第二項に規定する特別の事情に対応するための教育又は研究を行い、かつ、同項各号に掲げる要件の全てに適合している株式会社（次項、第四条第一項第三号、第九十五条及び附則第六条において「学校設置会社」という。）」と、同条第二項中「学校法人」とあるのは「学校法人又は学校設置会社」と、同法第四条第一項第三号中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事（学校設置会社の設置するものにあつては、構造改革特別区域法第十二条第一項の認定を受けた地方公共団体の</p>	<p>（学校教育法の特例）</p> <p>第十二条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、地域の特性を生かした教育の実施の必要性、地域産業を担う人材の育成の必要性その他の特別の事情に対応するための教育又は研究を株式会社を設置する学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいう。以下この条及び別表第二号において同じ。）が行うことが適切かつ効果的であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、同法第二条第一項中「及び私立学校法第三条に規定する学校法人（以下学校法人と称する。）」とあるのは、「私立学校法第三条に規定する学校法人（以下学校法人と称する。）及び構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十二条第二項に規定する特別の事情に対応するための教育又は研究を行い、かつ、同項各号に掲げる要件のすべてに適合している株式会社（次項、第四条第一項第三号、第九十五条及び附則第六条において学校設置会社という。）」と、同条第二項中「学校法人」とあるのは「学校法人又は学校設置会社」と、同法第四条第一項第三号中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事（学校設置会社の設置するものにあつては、構造改革特別区域法第十二条第一項の認定を受けた地方公共団体の長。第十條、第十四条、第四十四条（第二十八条、第四十九条、第六十二条、</p>

長。第十条、第十四条、第四十四条（第二十八条、第四十九条、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）及び第五十四条第三項（第七十条第一項において準用する場合を含む。）において同じ。」と、同法第九十五条（同法第二百二十三条において準用する場合を含む。）中「諮問しなければならない」とあるのは「諮問しなければならない。学校設置会社の設置する大学について第四条第一項の規定による認可を行う場合（設置の認可を行う場合を除く。）及び学校設置会社の設置する大学に対し第十三条第一項の規定による命令を行う場合も、同様とする」と、同法附則第六条中「学校法人」とあるのは「学校法人又は学校設置会社」とする。

2 3 (略)

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律の特例)

第二十九条 (略)

2 3 (略)

4 第一項の規定により地方公共団体の長が学校等施設の管理及び整備に関する事務の全部又は一部を管理し、及び執行する場合における社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第四十四条第二項及び学校施設の確保に関する政令（昭和二十四年政令第三十四号）第二条第三項の規定の適用については、これらの規定中「教育委員会」とあるのは、「教育委員会（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二十九条第一項の規定により同項の認定を受けた地方公共団体の長がその施設を管理する公立学校にあつては、当該地方公共団体の長）」とする。

第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）及び第五十四条第三項（第七十条第一項において準用する場合を含む。）において同じ。」と、同法第九十五条（同法第二百二十三条において準用する場合を含む。）中「諮問しなければならない」とあるのは「諮問しなければならない。学校設置会社の設置する大学について第四条第一項の規定による認可を行う場合（設置の認可を行う場合を除く。）及び学校設置会社の設置する大学に対し第十三条第一項の規定による命令を行う場合も、同様とする」と、同法附則第六条中「学校法人」とあるのは「学校法人又は学校設置会社」とする。

2 3 (略)

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律の特例)

第二十九条 (略)

2 3 (略)

4 第一項の規定により地方公共団体の長が学校等施設の管理及び整備に関する事務の全部又は一部を管理し、及び執行する場合における社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第四十四条第二項及び学校施設の確保に関する政令（昭和二十四年政令第三十四号）第二条第三項の規定の適用については、同法第四十四条第二項中「教育委員会又は」とあるのは「教育委員会（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二十九条第一項の規定により同項の認定を受けた地方公共団体の長がその施設を管理する高等専門学校にあつては、当該地方公共団体の長

「又は」と、「教育委員会を」とあるのは「教育委員会（同条第一項の規定により同項の認定を受けた地方公共団体の長がその施設を管理する学校にあつては、当該地方公共団体の長）を」と、同令第二条第三項中「教育委員会」とあるのは「教育委員会（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二十九条第一項の規定により同項の認定を受けた地方公共団体の長がその施設を管理する公立学校にあつては、当該地方公共団体の長）」とする。

○ 障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律（平成二十年法律第八十一号）（抄）（附則第三十八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（標準教科用特定図書等の需要数の報告）</p> <p>第十六条 市町村の教育委員会並びに学校教育法第二条第二項に規定する国立学校、公立学校（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人が設置するものに限る。）及び私立学校の長は、次に掲げる標準教科用特定図書等の需要数を、文部科学省令で定めるところにより、都道府県の教育委員会に報告しなければならない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（標準教科用特定図書等の需要数の報告）</p> <p>第十六条 市町村の教育委員会並びに学校教育法第二条第二項に規定する国立学校及び私立学校の長は、次に掲げる標準教科用特定図書等の需要数を、文部科学省令で定めるところにより、都道府県の教育委員会に報告しなければならない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>2 （略）</p>

改正案	現行
<p>（学校施設の利用）</p> <p>第十三条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条第二項に規定する国立学校及び公立学校並びに国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。）及び地方公共団体（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人を含む。）が設置する幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。）の設置者は、その設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（学校施設の利用）</p> <p>第十三条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条第二項に規定する国立学校及び公立学校並びに国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。）及び地方公共団体が設置する幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。）の設置者は、その設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない。</p> <p>2 （略）</p>

改正案	現行
<p>（特定教育・保育施設の確認）</p> <p>第三十一条 第二十七条第一項の確認は、内閣府令で定めるところにより、教育・保育施設の設置者（国（国立大学法人法（平成十五年法律第一百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。附則第七条において同じ。）及び公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。）を除き、法人に限る。以下同じ。）の申請により、次の各号に掲げる教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めて、市町村長が行う。</p> <p>一～三（略）</p> <p>2・3（略）</p>	<p>（特定教育・保育施設の確認）</p> <p>第三十一条 第二十七条第一項の確認は、内閣府令で定めるところにより、教育・保育施設の設置者（国（国立大学法人法（平成十五年法律第一百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。附則第七条において同じ。）を除き、法人に限る。以下同じ。）の申請により、次の各号に掲げる教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めて、市町村長が行う。</p> <p>一～三（略）</p> <p>2・3（略）</p>

改正案	現行
<p>（公立の学校に係る対処）</p> <p>第三十条（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>第三十条の二 第二十九条の規定は、公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。）が設置する公立大学に附属して設置される学校について準用する。この場合において、第二十九条第一項中「文部科学大臣」とあるのは「当該公立大学法人を設立する地方公共団体の長（以下この条において単に「地方公共団体の長」という。）」と、同条第二項及び第三項中「文部科学大臣」とあるのは「地方公共団体の長」と、同項中「国立大学法人法第三十五条において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第六十四条第一項」とあるのは「地方独立行政法人法第二百一十一条第一項」と読み替えるものとする。</p>	<p>（公立の学校に係る対処）</p> <p>第三十条（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>（新設）</p>